

ちょうせい

第100号

巻頭言 機関誌「ちょうせい」通算第100号の刊行に当たり
公害等調整委員会委員長 荒井 勉

機関誌「ちょうせい」History

特集『平成の公害紛争事件を振り返る』

元公害等調整委員会審査官が語る「豊島産業廃棄物不法投棄事件」

ネットワーク

最前線紹介

『住み、心地。』良い寒河江を目指して
がんばってまーす

【山形県寒河江市】

苦情対応をとおして日々思うこと
解決事例から思うこと

【富山県射水市】

【岡山県倉敷市】





瀬戸内の多島美を堪能できる鷹羽山
(写真提供:岡山県倉敷市)



寒河江温泉にあるせせらぎ足湯
(写真提供:山形県寒河江市)

Contents

巻頭言 機関誌「ちょうせい」通算第 100 号の刊行に当たり2
公害等調整委員会委員長 荒井 勉	
機関誌「ちょうせい」History4
特集『平成の公害紛争事件を振り返る』	
元公害等調整委員会審査官が語る「豊島 ^{てしま} 産業廃棄物不法投棄事件」6
公害等調整委員会事務局	
公調委レポート	
平成 30 年度公害苦情調査結果21
ネットワーク	
最前線紹介	
『住み、心地。』良い寒河江を目指して30
山形県寒河江市市民生活課環境保全推進室	
がんばってまーす	
苦情対応をとおして日々思うこと32
富山県 ^{いみずし} 射水市 市民生活部環境課環境政策・保全係主事 野上 裕樹	
解決事例から思うこと34
岡山県倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課大気騒音係技師 古川 裕隆	



加茂神社の流鏝馬
(写真提供:富山県射水市)



水島コンビナートの夜景
(写真提供:岡山県倉敷市)

公調委レポート

公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催36

公害等調整委員会の動き(令和元年 10月～12月)41

公害等調整委員会事務局 ※

都道府県公害審査会の動き(令和元年 10月～12月)43

公害等調整委員会事務局 ※

公調委TOPIC49

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 寒河江市^{にのせき}の^{はやま}壇より葉山を望む(写真提供:山形県寒河江市) <関連:30ページ>

寒河江市の最高峰「葉山」は奈良時代から修験の山として知られ、かつては「出羽三山」のひとつであり、寒河江市、村山市、大蔵村の境に位置する霊峰です。現在は市民の山として親しまれ、アプローチも良好で手軽に登ることができることから、賑わいを見せています。新緑の季節から紅葉の季節まで様々な魅力がありますが、特に山頂や奥の院からの展望が素晴らしく、山形県内の日本百名山6座(月山、大朝日^{がつさん おおあさひ}岳、鳥海山、蔵王山、飯豊山、吾妻山^{だけ ちょうかいさん ぎおうさん いいでさん あづまさん})全てを一望することができます。東北百名山に名を連ねており、平成28年には新たに「やまがた百名山」にも選定されました。

巻頭言



機関誌「ちょうせい」
通算第 100 号の刊行に当たり

公害等調整委員会委員長
荒井 勉

機関誌「ちょうせい」は、お陰をもちまして、本号で通算 100 号の節目を迎えました。

本誌は、公害紛争処理制度が有効に利用され、紛争の迅速かつ適正な解決に役立つよう、制度の解説や PR を行うとともに、公害紛争処理や公害苦情相談の現場を担う地方自治体の皆さまとの間で、双方向の情報共有を図ることをねらいとして平成 7 年 5 月に創刊いたしました。

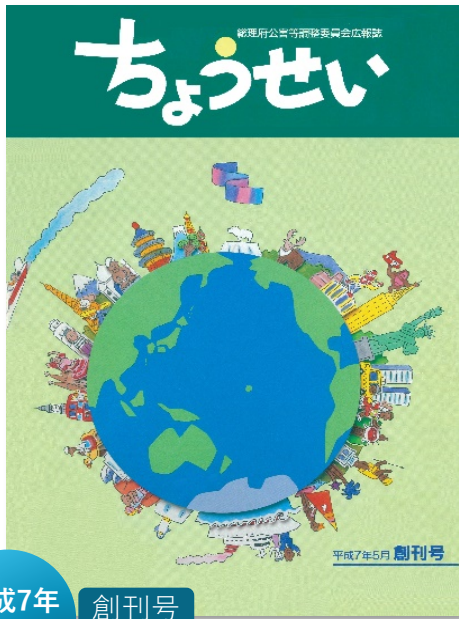
100 号の歩みを振り返りますと、創刊当時におきましては、当委員会には、「小田急線騒音被害事件」や「豊島産業廃棄物事件」などの大型事件が複数係属しており、本誌においても、これらの事件がその後の環境政策や社会システムの構築に与える大きな意義をタイムリーにお伝えしてまいりました。

一方、近年に向けては、環境をめぐる国民の意識の高まりや経済・社会構造の変化等を反映し、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭といった都市型・生活環境型の公害紛争が顕著になり、公害発生源について見ても、かつて大半を占めていた事業所や工場から、鉄道、道路、廃棄物処理・処分場、娯楽・スポーツ施設へと複雑・多様化するなど、公害紛争の在りようが変化してきており、関係各機関や地方自治体の皆さまからの御寄稿にもそのような傾向が映し出されているように思います。

令和の新しい時代を迎えましたが、国民のより良い生活環境を作り上げていくためには、公害紛争処理に関わる地方自治体の皆さまと当委員会が情報交換と連携に努めながら、社会の変化に即応して、環境紛争の適切な解決を図ることが極めて重要であると考えています。

本誌「ちょうせい」は、公害紛争処理制度を周知する情報誌として、また、制度に携わる地方自治体職員の執務の参考として、一層御活用いただけるよう、時代の変化に対応し、内容を充実させてまいりたいと考えております。引き続き読者の皆さまの御支援・御鞭撻を心からお願い申し上げます。

初めての
原因裁定
嘱託事件

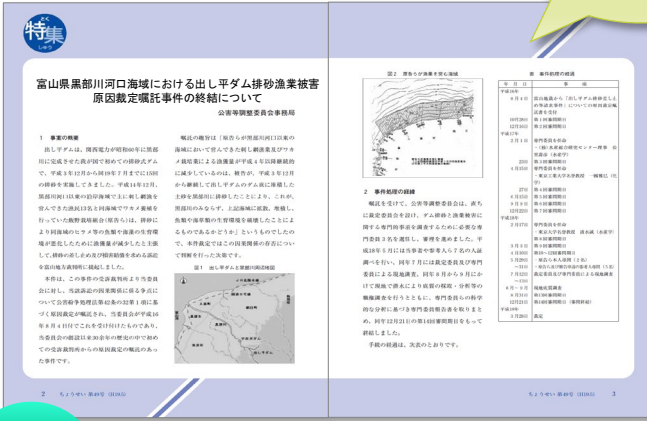


平成7年
5月

創刊号

機関誌「ちょうせい」創刊

平成7年5月、『ちょうせい』は、公害紛争処理制度の解説やPRを行うとともに、国と地方自治体との双方向による情報共有を図るために創刊されました。



平成19年
5月

黒部川河口海域出し平ダム 排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から公調委に対して、因果関係の存否について、原因裁定の嘱託が初めて行われた事件です（平成19年3月裁定）。

第49号

プラクティス公害紛争処理法
〔制度運用における諸問題を〕
分かりやすく解説
第1号～第37号に掲載

紛争処理Q&A こんなときは？
〔地方自治体職員の制度運用上〕
の疑問に回答
第10号～第36号に掲載

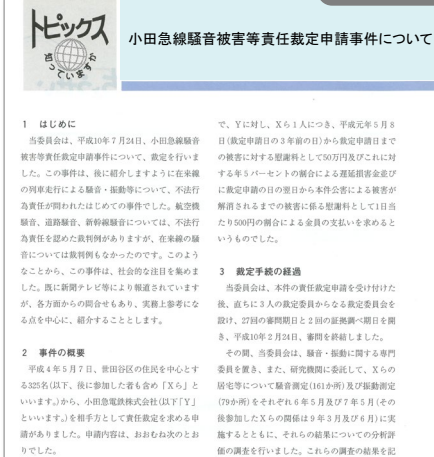
1995 平成7年 1996 8年 1997 9年 1998 10年 1999 11年 2000 12年 2001 13年 2002 14年 2003 15年 2004 16年 2005 17年 2006 18年 2007 19年

平成10年
11月

小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

平成10年7月、小田急線騒音被害等責任裁定申請事件の裁定を行いました。在来線の列車走行による騒音・振動等について、不法行為が問われた初めての事件です。

第15号



【関連記事】

令和元年5月/第97号

・座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

H13.1 中央省庁再編 公調委は総務省の外局に

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成12年6月、我が国最大規模の産業廃棄物投棄事件といわれる事件の公害調停が成立しました。

平成12年
11月

第23号



【関連記事】

平成16年2月/第36号

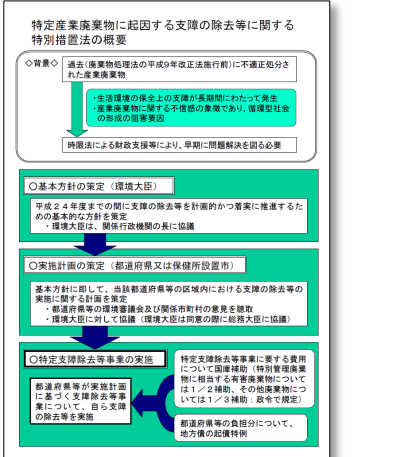
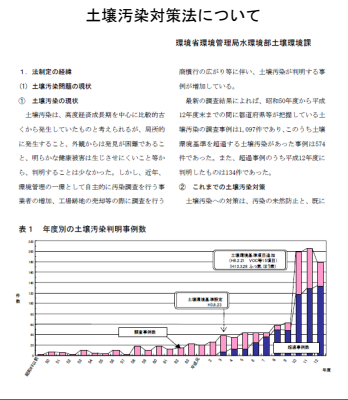
・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について

令和2年2月/第100号

・元 公害等調整委員会審査官が語る「豊島 産業廃棄物不法投棄事件」

土壌汚染対策法施行

平成15年2月/第32号



年4回発行している、公害等調整委員会の機関誌「ちょうせい」は、平成7年(1995年)5月の創刊から数えて、本号で通算100号を迎えました。この間の公害関係の歴史とともに「ちょうせい」の歩みを振り返ります。



「ちょうせい」第100号発行

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件(平成18年(セ)第2号事件)の経緯について

公害等調整委員会事務局

1 事実の概要

本件は、申請人が、被申請人に対し、旧日本陸軍が製造・保管していたヒ素化合物であるジフェニルアルシラン(DFAA)を外部に流出しない管理義務を負っていたのに、これを怠ったため、DFAAにより地下旧神栖町の井戸水(A井戸及びB井戸)を利用していた申請人らを生じさせたとして、また、被申請人茨城県に対し、水質汚濁の防止に基づく適切な規制措置を行ってなかったことにより、拡大を防止せず、申請人らに健康被害等の損害を生じさせたとして損害賠償の内金300万円の遡及支払を求めた事案です。

【関連記事】

平成25年8月/第74号

- ・神栖責任裁定事件の裁定後の対応について
- ・公害紛争処理制度を通じた紛争処理の意義 - 神栖責任裁定事件を素材として -
- ・「神栖市におけるヒ素による健康被害事件」の概要

令和元年11月/第99号

- ・座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成24年8月

第70号 神栖市ヒ素健康被害等責任裁定申請事件

平成24年5月、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の裁定が行われました。

令和2年2月第100号



平成21年5月/第57号 改正土壌汚染防止法の解説



公害等調整委員会設立40周年

平成24年11月/第71号

- ・公害等調整委員会の設立40周年に当たって(「法学教室」より転載)
- ・公害等調整委員会設立40周年について

消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書について

平成27年5月/第81号

消費者安全調査委員会が平成26年12月に公表した「報告書-家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案-」について解説

平成の公害紛争事件を振り返る

令和元年5月/第97号

- ・座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

令和元年8月/第98号

- ・平成の公害紛争事件～平成30年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～

令和元年11月/第99号

- ・座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

令和2年2月/第100号

- ・元 公害等調整委員会審査官が語る「豊島 産業廃棄物不法投棄事件」

公害苦情対応シリーズ

公害苦情処理の担当者が知っておくべき基本的な知識について各分野の専門家がわかりやすく解説

騒音に関わる苦情とその解決方法 ※第65号～第72号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000352509.pdf

振動に関わる苦情への対応 ※第73号～第80号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000352508.pdf

悪臭に関わる苦情への対応 ※第83号～第85号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000452167.pdf

低周波音に関わる苦情への対応 ※第87号～第91号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000520253.pdf

令和元年8月/第98号

公調委レポート ～国と地方の連携～ 「公害紛争処理における様々な当事者への対応」

特別講演 『公害紛争処理における様々な当事者への対応』
表参道法律事務所 横山雅文弁護士

特別講演として、表参道法律事務所の中嶋文彦弁護士より「公害紛争処理における様々な当事者への対応について」が講演されました。中嶋弁護士は、環境保全委員会委員を務め、業界チーム対応の経験から、悪臭クレームを分析し、その対応のノウハウを各種セミナー等で講演されています。『公害紛争処理のクレーマー対応』という書籍を執筆された中嶋弁護士は、クレーマー対応の第一人者です。本報では、横山弁護士上特別講演の模様をお伝えします。

■はじめに
本日は、公害紛争処理における様々な当事者への対応についてお話をさせていただきます。私のお話を少しでも聞いていただければ幸いです。今日の講演は、公害紛争処理に関するお話をさせていただきます。今日は、公害紛争処理に関するお話をさせていただきます。今日は、公害紛争処理に関するお話をさせていただきます。

「^{てしま}豊島 産業廃棄物不法投棄事件」

佐藤雄也 × 六車明

中央大学研究開発機構客員教授
元 中央大学教授、環境省

慶應義塾大学名誉教授
元 東京高等裁判所判事、弁護士

聞き手：田中紀彦審査官、近藤紗世審査官

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件(概要)

平成5年11月、香川県土庄町豊島の住民549人(後に参加申立てを行った111人を含む。)が、香川県、事業者等を相手方として、産業廃棄物の不法投棄がなされた処分地の一切の産業廃棄物を撤去すること及び連帯して各申請人に金50万円を支払うことを求める調停を申請しました。

2億3,600万円余の国費を投じた職権調査等の結果、本件処分地に残された廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が把握されました。産業廃棄物の不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6年以上に及ぶ話し合いを重ね、産業廃棄物及び汚染土壌を平成28年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、平成12年6月に調停が成立しました。

その後、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)に基づき、香川県が「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」を定めてその実施主体となり、廃棄物等の撤去が始まりました。調停条項で定められた期限を目前にした平成29年3月28日、約91万トンに及ぶ廃棄物等の搬出が完了し、同年6月12日に直島における処理も終了しました(28年度末までの香川県による処理事業費用の総額は約725億円)。

なお、公害等調整委員会は現在も処理協議会等を傍聴して、調停条項に基づく措置の実施状況をフォローしています。



豊島及び直島の位置図(提供:香川県)

1. はじめに

◆田中 本日は、「平成の公害紛争を振り返る」と題しまして、「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件」について、当時審査官として事件を担当いただいた、佐藤雄也さんと六車明さんのお二方にお越しいただきました。現在、豊島事件のフォローアップを担当している、私(田中審査官)と近藤審査官からインタビュー形式でお話を伺えればと存じます。

2. 国による調停

◆田中 豊島の事件に関しては、まず最初に香川県の公害審査会に調停の申請がなされ、県際事件であったことから、関係都道府県による連合審査会が置かれるということもあり得たわけですが、協議が整わず結果として公害等調整委員会が担当するという事になったという流れになっております。これに関して、お二方は途中からこの事件を担当されたということですが、当時の印象として、どういうふうに見ていらっしゃいましたでしょうか。

◆六車 私が着任したときはもう公調委で扱うことになっていたわけですが、この事件は要するに549人の調停申請人がみんな島にいて、その島で起きた不法投棄の事件なのです。弁護士さんたちも関西の人たちで、東京に来るということは大変な負担だったのです。申請人もごく一部の

人しか来られないし、交通費や宿泊費もかかるため、お年寄りが夜行バスで来て夜行で帰るとか、そのため体調を崩されるとか大変な御苦労があったと思います。

また、弁護士さんたちも無報酬でやっておられて、最終的に、排出事業者から支払われた解決金の約3.8億円のうちの約1億5,000万円はその実費に充てると。それで、後で話が出てくると思いますけれど、三者協議会とか技術検討委員会は、委員の方がおられる高松とか京都とか大阪とか、そういうところでやって、そのたびごとに島民の方がそこに行く。私も技術検討委員会に出席しておりましたので、そういうのをずっと目の当たりにしていましたので、まあ、とにかく大変な負担だと思いました。だから、本来的にはなぜ公調委でやらなくてはいけないのか、法律的な根拠というか、いろんな意見があると思いますけれど、私はずっと疑問でしたね。1年間にわたって年配の島民の方や弁護士さんと非常に身近に接してきたので、今思い出してみても、当時関係者の方々はやはり大変だっただろうなと改めて思います。



◆佐藤 確かにそういう部分はありますよね。しかし、本件は県際事件なので、公調委が担当しないと受け手がいないことになってしまいます。その当時思っていたわけではないけれど、もし県の審査会で調停を行ったとしたら、香川県は被申請人の立場でもあり、住民側は県当局の対応に憤っていたので、いくら審査会は知事部局から独立し

た機関だといっても、住民側から県当局に忖度していると思われはしないかなど、何かとやりにくかっただろうと思います。それに当時は、地元住民は県を全く信用していない状況でしたから、双方に信頼関係が醸成されないと調停も打切りになりかねません。やはり双方ともにやりにくかったのではないのかなという気もします。



◆六車 なるほど。今のお話で思い出しましたけれど、私は昨年(平成30年)の10月から今年(令和元年)の7月まで国際協力銀行で環境ガイドライン担当審査役という仕事をしておりまして、国際協力銀行に雇われていましたけど、国際協力銀行の投融資担当部署とは完全に独立していました。話をしてもいけないしメールもしてはいけませんでした。私が審査役に選ばれるときは、厳重な選考委員会があって、オープンな形で選ばれていました。そういうふうに、融資している銀行自体が独立・中立的な立場の審査役を雇って機能しているということです。ですから、地元の人が地元の県の審査会に対して疑問があるというのは、行政への信頼という観点から問題があったと思います。

◆田中 豊島の事件は、結果として公調委がその調停を最後まで引っ張っていくということになったわけですが、その中で、他の省庁に働きかけるだとか、多額の調査費を計上するということは、県が単独で行うのは難しかったということもあるのかもしれない、様々な考え方が

「平成の公害紛争事件を振り返る」

あると思いますが、公調委で担当したことにもそれなりの意味はあったとも思います。

◆六車 全くそのとおりなのです。そのこと自体は全くそのとおりなのですが、国だからできたというのは、本当に国だからなのか。県でも公平でみんなが信頼できるようなシステムというのがあり得たのではないかと思うのです。確かに公調委は独立行政委員会ということでいろんな権限があります。しかし、本来は、特に地方分権を考えれば、地方のことは地方でやるのが当たり前の話で、当時はできなかったかもしれないけれど、現在であればどうなのかなど、そういうことを議論することが、これから公調委や県の審査会が、十年、二十年というふうに、市民から信頼されるヒントになるかと思います。そういったことを改めて検証することは、この豊島の事件を過去のことでなくて将来のこととして考える1つの機会ではないかと。そういう趣旨なのです。



不法投棄された産業廃棄物（写真提供：香川県）

3. 中間合意の意義

◆田中 ありがとうございます。特にお二方には、中間合意以降のところに非常に色濃く関与していただいたと聞いております。中間合意は1997年（平成9年）に成立しているわけですがけれども、非常にユニークなものだと思っています。他の調停事件では、こういう例はありません。これはど

ういう背景のもとで成立したのか。また、成立させることで公調委としてはどのような意図を持っていたのか、どういう効果を狙っていたのかというようなところをお聞かせいただければと思います。

◆佐藤 私は中間合意が成立してから担当になったので、その詳細な経緯となると、直接携わっていないので、前任者の話を思い起こしたり、資料などからお話しするしかないのですがね。結局、大きいのは、公調委が調停を進めたら、申請人と被申請人の香川県との間に、処分地の汚染の実態の現状認識にすごく大きな隔りがあることが分かったわけです。それで、公調委としては、まず実態を把握し、それに基づいた処理方法の検討をしなくてはならないという判断になったのです。裁判だと対策を求める方が被害の証拠を示さないといけないのですが、調停では必要に応じて公調委が自ら実態解明に向けて調査できるので、申請人にとって素晴らしい仕組みですよ。それで、実際にどのように汚染の実態調査をしたらいいか、その解決に向けた対策の方法について専門家に検討してもらったわけです。報告書では対策として7つの選択肢が示されました。これに基づき調停作業を進めた結果、被申請人には香川県のほかに産廃処理業者や産廃排出事業者もいたのですが、産廃処理業者は倒産したので当事者能力がなく、産廃排出事業者は兵庫県警による処分地捜査で判明した21社のみということで、最終的には香川県との調停で県が廃棄物を中間処理することに同意して、それが中間合意の形でまとめられました。

（「中間合意」の全文は20ページに掲載）

◆田中 中間合意の実際の役割はどうだったのでしょうか。

◆佐藤 中間合意は、香川県が中間処理を行い、その進め方や具体的な対策に関しては申請人の豊島住民と合意を得ながら処理事業を行うという枠組み・道筋をつくったという点で大きな役割を果たしたと思います。

◆田中 なるほど。それまではどんな方向に持っていったらいいか分からなかったわけですね。

◆佐藤 そういうことですね。要するに、現地で廃棄物をどう処理するかですよね。それで処理した後、本当にきれいさっぱりなくなるのかとか、有害なものが残るとしたら、豊島の島内に残すのでは、本当にそれで解決になるのかとか、いろいろ不明確だったと思うのです。

◆田中 それで、中間合意という形にはなったのですけれど、かといって中間合意で全てが方向付けされたというわけでなくて、未解決な部分もあったかと思っています。その辺のところに関しては、どのように進められたのでしょうか。



◆佐藤 中間合意の中で、香川県は遺憾の意を表し、住民側は損害賠償を請求しないということで、双方歩み寄ったわけですね。それで、廃棄物の処理方針が決まったし、それから、香川県は中間処理のための施設の整備、要するに焼却炉をつくったり、中間処理の期間中に二次公害が起きない

ような環境保全対策を行うために、どのようなことをしなくてはいけないかを検討するために、中間合意で、学識経験者から成る技術検討委員会を設置することになっていました。この技術検討委員会が、その後の課題解決の中心的な役割を果たしていくことになったと思います。

事件年表	
S50. 12	豊島総合観光開発(株)が香川県知事に産業廃棄物処理業の許可を申請
S50年代後半～	豊島開発が許可外のシュレッダーダスト、廃油等を本件処分地に搬入し、不法投棄を続ける。
H2. 11	兵庫県警が豊島開発の捜査等を実施
H3. 7	豊島開発等に有罪判決
H5. 11	豊島住民から香川県、事業者等に対し調停を求める申請
H5. 12	公調委が本件調停事件を担当
H6. 3	第1回調停期日(終結までに37回開催)
H6. 12 ～H7. 3	公調委が本件処分地の産業廃棄物等の実態調査(職権調査)を実施
H9. 7	豊島住民と香川県との中間合意が成立
H9. 8	技術検討委員会が検討を開始
H10. 8	技術検討委員会(第1次)の結果報告
H11. 5	技術検討委員会(第2次)の結果報告
H11. 8	香川県が「直島案」を提案
H11. 11	技術検討委員会(第3次)の結果報告
H12. 6	豊島住民と香川県との調停が成立 ※19の排出事業者との調停も順次成立(総額約3.8億円の解決金支払)
H15. 4	豊島から直島への廃棄物等の搬出を開始
H29. 3	豊島から直島への廃棄物等の搬出が完了

4. 技術検討委員会

◆田中 今お話が出ました技術検討委員会ですが、技術検討委員会は非常に強力な権限が与

「平成の公害紛争事件を振り返る」

えられているという印象がありまして、「調査内容及び調査方法等の決定」に関する権限が付与されているのは非常に特徴的かなと思います。普通、行政機関に設置される学識経験者による委員会は、意見を述べるのが役割で、最終決定権限は行政機関が担うというのが一般的かと思いますが、技術検討委員会には事実上もっと踏み込んだ権限が与えられているように思いますし、また調停の当事者の一方にそういう権限を有する委員会があるというのも非常に特徴的かなと思います。こんな形になっているというのは、どんな背景だったのか、それからどういう効果があったのかというようにところに関して、実際に運営に携わられた立場として、何かお話しただけのことがありましたら。

◆佐藤 技術検討委員会は、香川県が設置したものですけれども、極めて中立的な立場となっていて、通常の委員会であれば香川県がその意見を踏まえて行政的な意思決定をするわけですが、ここでは専門知見を有する技術検討委員会での検討結果を踏まえて香川県と申請人の住民との双方が協議するという形をとったのです。つまり、その根本には、当時、香川県と住民の間には信頼関係が全くなかったことがあります。だから、香川県に意思決定させるということは、住民にとっては絶対に受け入れられないことでした。そのため、中間合意で技術検討委員会に客観的・中立的な立場で専門的知見による検討をしてもらって、それについて双方が協議するという方式をとることとしました。香川県がどうするかを考えるのではなくて、住民が参画して双方が協議して決めるということがポイントだったと思います。

◆田中 香川県が住民側から信頼が得られていなかったという状況の下で、期待される役割として、公調委が相当程度、その運営にタッチしたということかと思いますが、どのように運営

に携わられて、特に何か留意されたことはありますか。



技術検討委員会（写真提供：香川県）

◆佐藤 技術検討委員会は、香川県が設置したものですけれども、香川県の行政サイドの指揮監督は受けない立場で、むしろ専門的な立場から公正中立に調査・検討をするというものでしたから、ながたかつや永田勝也委員長（早稲田大学名誉教授）は、科学的知見に基づいて環境保全の立場を明確にしていきました。また、県当局へもいろいろ作業を指示されていました。その作業の指示内容も検討委員会で公開していましたから、そういう意味で、検討過程の透明化を徹底されていました。

公調委は、住民側と共にオブザーバーとして参加しましたが、永田委員長は、委員会の冒頭と最後に住民や公調委に意見を求めました。住民側からは、委員会に対する質問だけでなく、委員会事務局である香川県に対しても様々な課題への対応について質疑応答が行われました。公調委は、中間合意の方針に則って検討が進められているかどうかを見守る立場で関与しましたが、全く心配する必要はありませんでした。

また、検討委員会の最終報告書は第3次まであったのですが、結果が出るたびに住民説明会を、現地、豊島で2回、それから直島で焼却するというようになったので、二次公害を心配する直島の島民にも永田委員長自ら説明会に出向い

て、「大丈夫、こういうふうによればできます」と説明されました。

◆六車 技術検討委員会の委員は、住民に非常に尊敬されていましたよ。その中でも永田委員長は、特に尊敬されていました。やはり永田委員長の人格と統率力が秀でていました。技術検討委員会というのは専門的なことをやっているから、私たちだってよく分からないところがあるわけです。それを、どういうことが今問題になっているのかということ、タイミングよく説明していたので、住民側の方がその議論がよく分かったと思います。その司会をやっていたのが永田委員長でしたので、より永田委員長の信頼が厚くなっていったのです。第1次、第2次、第3次と、全部の検討委員会の委員長を永田委員長がされていたと思います。

◆田中 そうですね。今も、フォローアップ委員会の委員長を務められておられます。

◆六車 そういうキーパーソンに、技術検討委員会の委員長に就任していただいたということだと思いますね。



豊島処分地の環境調査（写真：香川県提供）

◆田中 特に内容の面で難しかった点などはありましたでしょうか。

◆佐藤 今、申し上げたように、技術検討委員会は、住民説明会をするとか、直接、意見聴取をするということで、住民から絶大な信頼を得ていたわけですね。ですから、運営上、特段注意すべきことはなかったのですが、検討委員会として苦労された点としては、例えば処分地に台風がよく来たことでしょうか。

それも、昼、起きているときならまだしも、早朝とか夜中などに雨がどしゃ降りになったりして、処分地から汚染水が海にあふれ出てしまうのです。そうなると、当然、住民側は大変だということになるわけです。すると香川県は技術検討委員会に「どうしたらいいでしょう」ということになって、ときには委員会の先生が駆けつけ、県の職員と一緒にあって応急対策を検討し、その検討をするに当たっても、住民に対して、きちんと説明をして理解を得ながら進めるという点は、困難というか大変だったと思います。

◆田中 技術検討委員会は、応急措置もしつつ、長期的な取組も進めるという両面に携わっていたのですね。

◆佐藤 それからもう一つですけれど、中間合意ではもともと廃棄物を豊島で中間処理することを前提で検討していたのです。そうすると、その結果、熔融スラグとか残渣が出てくるわけです。それで、それを何とか有効利用しようとか、それから汚染水、先ほど言った、あふれ出た汚染水が海に流れるのを、遮水壁を設置して治めるようにするとか、そういうことを検討したわけですが、香川県が平成11年8月に中間処理の結果生成される副成物の有効活用や施設の有効利用を図るため、中間処理施設を豊島の西隣に位置する直島に建設する案（以下「直島案」という。）を提案したのです。そうすると、今度は直島に中間処理施設を建設することに伴う諸問題を解決しなくてはならなくなりました。それは、有害廃棄物を

「平成の公害紛争事件を振り返る」

処理するときに二次公害を起こさないということと、それから廃棄物そのものを豊島から直島に海上輸送しなくてはいけないので、もし船から廃棄物がこぼれ落ちたり、瀬戸内というのは船の交通が多いですから、万一、船が衝突して、転覆して、積み荷が海に落ちたりすると、今度は漁業被害なども懸念されますよね。そういうことで、どういふ対策をすればいいかというようなことも、当初、中間合意では予定していないような新たな作業も技術検討委員会が行ったということです。

◆田中 どんどん検討事項が膨らんでいったということでしょうか。

◆佐藤 そうですね。調停というのは、双方が主張していること以外の第三の案が出てくることがあるということですよね。

◆田中 現場が実際にあるわけですから、その現場をどうするかということになると、本当に何でもかんでもやる必要があったのでしょうか。

先ほどのお話にあったように、技術検討委員会の中身を住民も香川県も参加する協議会の場で住民の方々にお伝えするというのは非常に重要なポイントだったと思いますが、どのような運営されていたのでしょうか。

◆佐藤 最終合意の調停条項に基づき設置された協議会の方は、私も公調委として参加したので覚えているのですが、中間合意で設置された協議会の方は、初めの方は出ていたような気がしますが、あまり内容は覚えていません。それというのも、今思い返してみると、協議案件が技術検討委員会の先生方に聞かないと分からないことがほとんどだったこと、それに先ほどの台風時の緊急対応などは、県と住民側が直接連絡し合わない間に合わないことなどから、公調委が司会役になって開く協議会が実態に合わなくなってきたの

です。その代わり、先ほどの話にありましたように、住民から絶大な信頼を寄せられていた技術検討委員会が双方のコミュニケーションの場として、中心的な役割を果たすようになってきたので、いつの間にか協議会は徐々に開催回数が減っていったのではないかと思います。



豊島廃棄物等の輸送（写真提供：香川県）

5. マスコミとの関係

◆田中 住民の方々への説明もあったかと思うのですが、これだけ大きい事件であれば、マスコミからも常にどういう状況なのかというようなことを問われたのではないかなと推察します。ただ、調停は基本的に進行の中身に関しては非公開という中で、そうはいいつつも全く何も話をしないというわけにもいかなかったのではないかなと思いますが、その辺のところはどのようにマネジメントされていたのでしょうか。

◆佐藤 少なくとも審査官レベルでは、マスコミには、調停過程を話すわけにいかないというふうなことで了解してもらって、記者対応に困ったという記憶はないです。

けれど、むしろ記憶に残っているのは、調停の期日が終わった後ですね。期日が終わるのを待って、マスコミが香川県とか申請人を囲むわけです。それで、どうなったのかいろいろ聞くわけです。それに対しては、それぞれの立場からマスコミに

いろいろ説明していました。そういうことで、マスコミは大体、期日が終わった後に両者から聞くという流れができていたような気がしますね。

◆六車 そういう意味では私も全く同じです。マスコミ対応はなかったと思います。

◆佐藤 期日が終わった後、新聞、テレビで報道されますよね。そうすると、それぞれ双方が記者にこんなことを言っているのだと、そういうつもりで見えていましたよ。間接的に調停経過について申請人あるいは被申請人がどんな思いを持っているかというのを知る機会でもあったわけです。

◆六車 文句の言いようがないというか。その辺は新聞記者も分かっているし、双方にインタビューもしていて、外交交渉みたいなものだと思うのですよね。

◆田中 それぞれ戦術があってということなのでしょうね。

◆佐藤 彼らにとってみれば、自分たちの主張をみんなに知ってもらう場でもあるのです。彼ら自身の自己責任でやってもらうしかなかったですよ。

6. 排出事業者との合意

◆近藤 話は変わりますが、不法投棄者だけではなく、それを依頼した排出事業者との間で解決金を支払うという合意が成立したことの意義について、どのようにお考えになるかということと、合意の成立までに工夫とか苦労された点があればお聞かせいただきたいのですけれども。

◆六車 排出事業者は、20社ぐらいあったと思うのですけれども、我々の前任の審査官が大きな方

針を決めていたのです。どういう方針かということ、毒性が少ないものであっても大量に捨てているというのものもあるし、量は少ないけれど非常に毒性が強いもの、あるいは、ある物質とある物質が化学反応すると有毒ガスが出るとか、そういういろんなものがあって、非常に合理的な方程式みたいなものができていたのです。それで、何を捨てたかというのは刑事事件の証拠で全部明らかで、明らかだから被申請人になっているわけなのです。この事件の根本は刑事事件ですから、刑事記録があったからこういうことが可能だったわけです。

解決金の額は全体で3億円ぐらいなのですが、大体、私の前任者のときに1億5,000万円ぐらい、私のときに1億5,000万円ぐらいで、会社の数にすれば10社前後について、調停が成立しています。排出事業者は、大体、顧問弁護士さんと担当重役とか副社長みたいな人がペアで来て、何か調停作業をするというわけではなくて、こういうことで合理的ではないかと言うと、排出事業者は「そうですね。では持ち帰って確認してきます。」という感じで、審査官としての私の仕事は本当に細かい条項の何千何百万円をいつまでに支払うという、その最終的な条項も確認したところで、それを調停委員の3人に説明して、これでいいということで調停期日が開かれて、正式に調停をするという感じでした。もう、そういうふうな流れに、前の審査官がしてくれていたのです。

◆田中 つまり、刑事記録があって、それに加えて方程式があって、もうあとは淡々と確認作業をするという感じだったのです。

◆六車 後から考えると、これはまだ廃棄物処理法のスキームができていなかったときなのです。廃棄物処理法はその後で改正されているわけです。私はその後、学者になったわけですけど、法というものがこうやって生まれていくのだと

いうことを実感しました。排出事業者がきちんと確認しないで、産廃業者に依頼して、その業者が不法投棄したことによってこれだけの被害が発生した。理屈としては、不法行為とか不当利得とか、何かいろいろあるかもしれないと思うのですが、法律がなくとも事業者が環境に対する社会的責任を果たすというようなことが、もう普通に行われていて、現実には排出事業者が、ごく自然に解決金を支払う。しかも20社ぐらいから何のトラブルもなく、きちんとお金も払い込まれたのです。法律が後追いでついていったということなのです。

◆近藤 それが本当にすごいなと思っていました、調停という手続なので、裁判とかいろいろなことで責任とかが認められそうな雰囲気でない、調停に乗らない自由というのは幾らでもあるかと思いますが、それなのに、その20社がみんな応じると。一般的な民法上の不法行為を言われるだけで乗るといふようなところが、すごい価値があるなと思ったのです。

◆六車 今でいうSDGsあるいはESGとか、要するに環境配慮経営という考えがもうこの頃から行われていて、法律は3～4年遅れています。経済が先端だと思います。つまり、例えば石炭火力を使っているものとか、そういうものを使った商社が取引していると、世界的な環境NGOからも非難されるし、株主からも株を売られてしまう。すると、取引もできない。今度は環境金融ということで、お金を融資しないということにもなる。いろんな意味で経営が危うくなる。今は、ほとんどのことがそういう考えの下で経済活動が行われていると思うのです。いわゆるソフトローみたいなものです。それで、ハードローというのは制定されている法ですけど、もう後追い、後追いになっているのです。デジタル関係とかAI関係とか、新しい科学技術関係の法律は全部、倫理規程

とかガイドラインが自主的に策定されて、それをみんな守っているわけです。

ですから法律に携わってきた者としては、ちょっと矛盾みたいなものがありますけど、普通の会社が真つ当な経営判断をするのであれば、法などというのは、制定法ではなくて、本当の意味の法というか、社会の法というものを尊重し、それをみんなが理解する。排出事業者の解決金の支払いが良い例だと思います。それで、住民もそれを評価していると思うのです。法律などなくても、社会がみんな環境破壊を防ごうということにつながるようなことになったのではないかと思うのです。

7. 調停成立に向けて

◆田中 次の段階として、技術検討委員会も随分検討を進めて、別途、直島案も出てきて、調停を最終的にはまとめるという段階にだんだん近づいていったときに、特に調停の最終条項をつくるに当たって気をつけられた点や難しいと思われた点は、携わられた佐藤さんは、どういうところだと感じていらっしゃいましたでしょうか。

◆佐藤 まず、考えておかなければならないことは、調停条項の履行期間が長いことですよね。廃棄物を処理するのが長期にわたりますから、技術検討委員会の検討結果に従って確実に実行される仕組みを作っておかなくてははいけません。それをどうするかということで、申請人と香川県は、学識経験者2名、申請人・香川県の双方から7名ずつで構成される協議会を設置することとしました。それから、香川県は技術検討委員会の検討結果に従って、専門家の指導・助言をもとに事業を実施することとしたということで、香川県が単独で動かないように、これは条項上、専門家を関与させるということで明確にしてあるわけです。それから、豊島処分地をどのような状態で引き渡

すかと。豊島の処分地は、あちこちに大きな穴があいているような状態になっており、これを原状回復といっても、原状はどうだったかということがはっきりしていなかったのです。海岸線も当初よりもかなり海側にはみ出てしまっているのですよね。

◆田中 そうですね。随分昔とは違った地形になっていますね。

◆佐藤 ええ、島の形状が以前と変わってしまっているのです。そういうことで、簡単に原状回復といっても、何が原状回復なのか分からないという状況がありますから、では、調停条項上どう表現したらいいのかということです。いろいろ悩ましいところがあって、技術的にそもそもどうということが問題になるかという点も分かりませんでしたから、その辺は永田委員長に、調停条項の表現がこれだと技術的に可能ですかとかお聞きして、いろいろと助言をいただきました。そうして条文案を作って、詰めていったということですね。

それから、廃棄物の搬出期限なのですが、これも、焼却炉をつくるのに3年ぐらいかかるといのは、技術検討委員会の報告書に書かれているのですが、それに処理に10年かかるのなら足し算して13年後には豊島は事業が終わるのだと単純に思ってしまくと、そこが非常に危ないところで、焼却熔融炉というの、当時はほとんど実績のない最新炉だったのです。ですから、まず試運転して、当初の設計どおり性能が出るのかどうかと。それで、通常運転するまで時間的余裕を持っておかないとちょっと危ないよと。何しろ初めての実機ですから、想定外の事故など、実際に小爆発なども起きたのですけれども、何が起きるか分からないから3年ぐらい余裕を持たせたほうがいいですよというように助言をいただいたのです。後々、実際に事業を始めてみて、少し余分に期間をとって置いて

設定しておいて良かったなど、本当に思いました。

先ごろ、豊島の廃棄物の処理は終了したということですが、期間内に何とか滑り込んだのですね。

◆近藤 平成28年度末までの搬出は、本当にぎりぎりの状態だったので。

◆田中 そういう意味では非常にうまい時間設定だったのだらうなと思います。

◆佐藤 そうですね。それはやはり、そういう機械の運転ということをよく知っている専門家の話を聞かないと、こういう条項、条文そのものもできなかったと思いますね。

それから前のところで、調停作業の途中で中間処理を豊島ではなく直島で行う直島案が出てきたので、そのための新たな調査検討を行ったお話をしましたが、もし中間合意どおりに豊島で中間処理するということになっていたら、豊島処分地の土地使用料問題とか、廃棄物処理後の施設利用問題、要するに豊島で焼却すると、焼却が終了した後、焼却施設だけが残ってしまいます。それをどうするのという話になって、まだ使えるではないか、もったいないという議論も出てくるわけです。一方、いつまでもそんなごみの島、焼却の島にされては困るというようなことがあって、これも結構悩ましい問題だったのですが、直島で中間処理するということになったので、条文上そういうことについていろいろ悩まなくて済んだということもあります。

それから、困難な作業ということでは、調停内容は香川県の財政支出を伴うものなので、行政として香川県は申請人と合意すればいいというだけではなくて、県議会に予算を認めてもらう必要があったわけです。といいますのは、予算規模の大きい豊島事業に関して、県議会の承認を得ると

「平成の公害紛争事件を振り返る」

というのは、そう簡単なことではなかったのですね。香川県は瀬戸内海に多くの島々を抱えています。困っているのは豊島だけではないという県民感情もあります。不法投棄で汚染された豊島を元のきれいな島に戻すのだから認めてもいいじゃないかというだけでは、なかなか議会を通りません。なぜ豊島だけにそんな大金を投入するのか、困っている島は他にもたくさんあるという声に対して、県当局なりに説明をしなくてはいけないわけです。そういう意味では、公調委としても、豊島住民と香川県の双方の置かれた状況に留意しながら調停を進めたということですね。

あと、困難な作業というのは、これはよく言われていることですが、中間合意での香川県の遺憾の意というものに対して、申請人からはやはり謝罪要求というのがありました。それをどういう形で文言にまとめるかというのは、これはもう最後までいろいろ知恵を絞ったということでしょうかね。やはり、双方からそれでいいですと言ってもらわないと、調停は成立しないわけですから。

それから、六車さんのお話にありました排出事業者との調停で、事業者が支払った解決金を、中間処理を行う香川県と被害を訴えた住民側とでどのような割合で配分するかは、両当事者にとって最後の最大の関心事だったはずです。双方とも調停委員会を信頼して、調停案に異議を唱えない意向だったように私は理解しています。そうなるで一発回答になるわけですから、調停委員長は、かえって何というか、相当に責任の重さを感じられて、熟慮に熟慮を重ねられたのではないかなと、これは推測ですが。

◆田中 ありがとうございます。調停の両当事者の意見を聞きつつ調停がまとまってきたわけですが、昔の記録を見ても、本を読んでも、激しいやりとりを何度もやっていらっしやって、いや、よくまとまったなという感じはします。どなり合いのような場面が何度もあったと聞いています。

審査官レベルだけではなく、委員レベルでも、非常に厳しいやりとりだったと聞いていますが、そういった点からも、決裂ということも、ある程度想定されていたのではないかと想像するのですが、そういう点に関しては公調委としてどのように臨んでいましたか。

◆佐藤 今お話があった調停委員レベルでは、審査官の私などがうかがい知れない問題があったかもしれないのですが、審査官としては、目の前でいろいろ、丁々発止やっても、今までの経緯をずっと翻って考えてみると、兵庫県警による産廃業者の摘発ということで流れが大きく変わったわけです。そういった事実とか、公調委の現地調査ですね。これでもって、汚染の実態というのが、かなり広範囲にわたるということがはっきりしたわけで、それに基づいて、今後の処理方針というのを、中間合意という形で、双方が合意しているわけですね。

その公調委の調査に対して予備費の支出が認められました。厚生省（当時）は焼却炉の建設費を補助し、自治省（当時）も地方財政措置を行うなど、段々、国レベルでも関係各省の協力体制が形成されてきました。その間、確かに激しいやりとりが続きましたが、そこまで周りが動いてしまっていますから、今更ひっくり返すことはできない状況になってきたと思います。それに、先ほど六車さんからもお話がありましたけど、被申請人の排出事業者の中には解決金の支払いに応じるところも出てきました。県は余程のことがない限り調停決裂にはできないだろうし、住民側もここまでくれば、調停を成立させなければという思いを持っていると、私自身は確信していました。

◆六車 途中で、国を被申請人にするということがありましたね。これもやはり国がスムーズに関与するというにつながっていたのではないですか。

◆佐藤 そうですね。ただし、その後、国が協力する態度を示しているので、今更、被申請人にする必要はないということで、申請人が取り下げたという経緯があります。

8. 調停成立のインパクト

◆田中 ありがとうございます。これだけ最初のうちは難しいと考えられていた問題が、きちんと調停として成立したということについて、社会・行政一般にどのようなインパクトを与えたとお考えでしょうか。

◆佐藤 この豊島の事件は、産業廃棄物の不法投棄の原状回復にはいかに多額の費用と長期間を要することになるかということを示したことになります。ですから、不法投棄の現場を抱えている地方自治体などは、「これは大変なのだな」と、それなりの受けとめ方をしていただけたと思います。

調停成立にこぎつけられたのは、紛争当事者の事件解決への熱意と努力はもちろんのことなのですが、公調委の調査に協力いただいた専門委員とか、調査検討のみならず、その結果を分かりやすく、申請人や直島の住民に説明された技術検討委員会、それから直島町住民や関係者、関係省庁など各方面の方々の、まさに理解と協力の賜物です。調停の成否は、紛争当事者以外の協力をいかに幅広く得られるかにかかっているという実感がありましたね。そういう意味では、本件は、公害紛争処理制度をフル活用して、すごくうまく機能した例で、やはりそういう意味では、どうやってチームワークを形成していくかというのが当事者にとって必要なことですね。

その後、調停成立後3年を経た平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は不法投棄された産業廃棄物について、都道府県等

が自ら行う対策費用に対して、国庫補助及び特例地方債の起債など、特別措置による財政支援を行えるようになりました。その法適用の第1号として豊島が適用されたということです。それから、平成9年の改正廃棄物処理法の施行日以降の産廃の不法投棄等の支障除去等については、国と産業界からの出捐による原状回復基金というのがあって、それを使って、都道府県等が行う原状回復の支援を行えるようになりました。そういう効果があったのではないかと思います。



公害調停成立（写真提供：香川県）

◆田中 調停が成立して、その後、フォローアップという段階に移っていったわけです。現在は、廃棄物に関しては期限内に搬出を完了して、地下水の浄化を行っています。協議会やフォローアップ委員会などで聞いておりますと、住民の方々から土地の返還に関する要望が出ていていると聞いております。そういった段階まで来ており、全体的に非常に大きな成果を上げておりますがむしろ実現できなかったと思われたことがありましたらお教えいただければ幸いです。

◆佐藤 調停というのは外交交渉によく似た面があって、紛争当事者には、今おっしゃったような、本来はこうしたかったのだけどな、だけどそれは相手もあることだしというような思いはあると思うのですが、我々は調停役です。調停する立場としては、双方が受け入れ可能な解決策を直島案のように、双方が当初言っていなかった案

も排除しないで、直島案は別に公調委が考えたわけではないのですが、そういう第三の案も含めて、双方が受け入れられる解決策を見出すことに注力しました。

9. 公害紛争処理に関わる職員へのメッセージ

◆田中 最後に、この案件に携わられて、非常に御苦労されて、最終的に調停までこぎつけていただいたのですが、この機関誌『ちょうせい』は、多くの自治体の方々に読んでいただいております。都道府県の公害審査会や公調委の今のメンバーに対して、また将来のメンバーに対して、豊島事件を通してのメッセージがありましたらお伺いできればと思います。

◆佐藤 審査会が調停をリードするに当たっては、申請人は何に困っているか、そして申請人と被申請人のそれぞれの話をやはり丁寧に聞くことがすごく重要だと思います。対策として何を望んでいるかといったときに、申請人は、まず直感でもってこうしてほしいと言うかもしれないけれど、そういう不満であれば、それ以外の方法もいろいろあるのではないかと、そういう考え方は絶対必要だと思います。申請人はこう言っているけど、被申請人のあなたはこれに対応できますかと、すぐ持っていくのではなくて、それについても代替案みたいなものも一応考えておくのが良いと思います。被申請人に、そんなことはできないと言われると、それでおしまいになってしまいますからね。調停が決裂しないようにするには、あなたは相手側の要求がどの程度だったら受け入れ可能かと譲り合いを促すことは絶対に必要ですよ。こういう苦情が出ているのだから改めるべきだとして、勧善懲悪的に調停をやるというのでは、最終的には両者決裂で終わってしまうと思うのです。いかに調停の土俵に両方が乗れる

ような話し合いに持っていけるかということが重要になると思います。それはケースによって違うとは思いますが、善か悪かの物差しで調停というのは、うまくいかないと思います。

◆田中 豊島の事件でもそうなのでしょうか。

◆佐藤 豊島にもそれは当てはまりますよね。例えば、兵庫県警から摘発されているような事件が起きていながら、それまで県当局は見ても見ぬふりをしていただけから責任をとらないとまずいんじゃないのと言っても、被申請人には他に産廃処理業者や産廃排出事業者もいて、香川県だけではないし、県が全部後始末をやりまうと言っても、お金が必要ですよ。本当にお金を出せるのかと。県議会に予算を認めてもらわないと困りますから、県議会で否決されたらもうだめですよ。そういう意味では、双方とも調停の土俵に乗れる方法をまず考えることですかね。それがすごく重要ではないかと思います。調停は決裂を禁じていませんからね。

◆田中 先ほど佐藤さんがおっしゃられた言葉で印象に残っているのは、調停の成否というのは紛争当事者以外の関係者からの協力をいかに取りつけるか、これはすごく重要だと感じました。

◆佐藤 それは、事件の規模が大きくなればなるほどそうですね。小さいとそうでもないですけどね。繰り返しになりますが、技術検討委員会という優れた専門家の協力が得られたこと、直島町民による中間処理施設建設の受入れ、公調委の調査への専門委員の協力、そして関係各省の協力が得られたことで、課題解決の実現性が高まり、調停がまとまりやすくなりました。課題の解決に向けて関係方面に声を大きくして働きかけていくということは、紛争当事者双方だけでなく、紛争

処理に関わる職員にとっても大切なことと思います。

◆田中 ありがとうございます。六車さんはいかがでしょうか。

◆六車 私は5年半ぐらい弁護士をやっていて、第二東京弁護士会の環境保全委員会というところの紛争制度部会委員をやっていたのです。弁護士のほうも、審査会を利用することについて難しいところはいろいろあるわけです。やはり、例えば離婚調停とか相続という、家庭裁判所に行くというのは、かなり広がっていると思うのですが、まだまだ公害紛争に関して、家裁に行くというように感じて、公害審査会を利用するということは広がっていないのが実情です。

都道府県によっては、割と審査会に申し立てがあるところと、非常に少ないところがあると思うのです。非常に少ないところというのは、まず職員が専任ではないわけです。しかも大体2～3年で人事異動するわけです。だから、ほとんど実務が分かっていないわけです。何年もやっていないとか。そうすると、やっぱり防御的になって、それはうちではちょっとという姿勢が当然出てきますよね。ウエルカムにはならない。件数が少ないからその悪循環が起きている。そうすると、誰が悪いというわけではないのですが、実務の経験も引き継がれにくく、申請人から調停申請の相談をしても冷たくされたような感じになってしまうわけです。すぐ答えが出ないから、では誰かに聞こうと思っても経験者がその辺にいないわけです。そうすると、弁護士のほうとしてはなかなか依頼者に、審査会に申請しようというふうにはならないわけです。

一方において、割と事件があるところは経験者がいますから、ちょっと県庁内で経験者に聞きに行くとか対応方法を相談できるとか。この豊島事件は既に20年経っているわけですが、こうやっ

て皆さんが我々に話を聞きに行くようなもので、要するにそういうふうによくに聞きに行けると事務や経験が継承される。

そのため、ある県で調停件数多くて、ある県で少なかったら、現在、公調委が行っている連絡協議会やブロック会議のように、県の審査会の担当者同士の情報交換や勉強会を積極的に行うとか、あるいは調停の経験の多い担当者の苦労話を経験が少ない県の審査会の担当の職員に伝えて、その人に自信を持ってもらうと。県の担当の方には、そのような場を積極的に活用してもらって、情報交換を密にする。そして、公調委はその効果をきちんと確認することが重要です。

また、公調委でも都道府県でも人事異動で担当者が交代することがあります。担当者が代わる度に一からやり直しということにならないように組織がノウハウをどう蓄積していくか、国民や市民が求めているものにうまく対応できるように自分がやったところから次の人がスタートできるようなシステムを作っておくことが重要です。

◆田中 そうですね。やはり次から次へと人が代わっていく中で、いかにうまくノウハウを蓄積していくかということが重要ですね。

◆六車 我々にとってもそうじゃないでしょうか。

◆田中 お二方から大変貴重なメッセージを頂いたところで、そろそろお時間となりましたので、座談会を終了したいと存じます。本日は御多忙のところお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

「平成の公害紛争事件を振り返る」

中間合意の成立について

申請人らと被申請人香川県との間の公調委平成5年（調）第4号、第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件について、本日、(1)被申請人香川県が中間処理を実施する場合、これに必要な土地については、これまで土地所有者から無償提供を受けることを前提に調停作業が行われてきたこと等にかんがみ、今後土地所有者が替わった場合でも、無償使用を前提に協議を行うこと、(2)排出事業者に対しては、今後も引き続き応分の負担を求めていくこと、を前提として、別紙のとおり、中間合意が成立した。

平成9年7月18日
公害等調整委員会調停委員会

(別紙)

- 1 被申請人香川県は、廃棄物の認定を誤り、廃棄物処理業者に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。
- 2 (1) 被申請人香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌について、溶融等による中間処理を施すことによって、できる限り再生利用を図り、廃棄物処理業者により廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。
(2) 中間処理施設は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌の処理を目的とし、これ以外の廃棄物等の処理はしない。
- 3 (1) 被申請人香川県は、前項の中間処理施設の整備及び対策実施期間中の環境保全対策等のために必要な調査を平成9年度に行う。
(2) 被申請人香川県は、調査に当たっては、学識経験者からなる技術検討委員会を設置し、これに調査内容及び調査方法等の決定並びに調査結果の評価等を委嘱する。
(3) 技術検討委員会は、専門的な立場から公平中立に調査検討を行うこととする。
- (4) 申請人の代表者は、技術検討委員会に対し、その議事の傍聴を求めることができる。この場合において、技術検討委員会は正当な理由がなければ、傍聴を拒むことができない。
- 4 (1) 被申請人香川県は、3項の調査の実施に際しては、申請人の理解と協力のもとに行うことが必要であることを確認する。
(2) 申請人、被申請人香川県及び公害等調整委員会は、調査の期間中、調査の実施状況及び検討状況等について申請人に説明し意見を聞くために、三者からなる協議機関を設置する。
(3) 前号の協議機関の開催及び議事進行等に係わる問題は、公害等調整委員会が申請人及び被申請人香川県の意見を聞いて判断する。
- 5 再生利用困難な飛灰及び残滓等の処分方法については、2項の趣旨を基本として、被申請人香川県の実施する調査の終了後、その結果を踏まえて、申請人及び被申請人香川県において、取扱いを協議する。
- 6 申請人は、被申請人香川県に対し、損害賠償請求をしない。
- 7 申請人及び被申請人香川県は、本中間合意に定められた事項を誠実に履行することを確約し、これを通じて相互の信頼関係を回復させることとする。

【参考】

中間合意のほか、参考となる資料については、以下のホームページを御参照ください。

・ 公害等調整委員会ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/teshima.html>

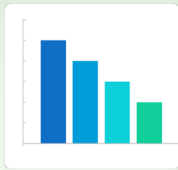


・ 香川県豊島問題ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/teshima/>



平成 30 年度公害苦情調査結果



公害等調整委員会事務局

はじめに

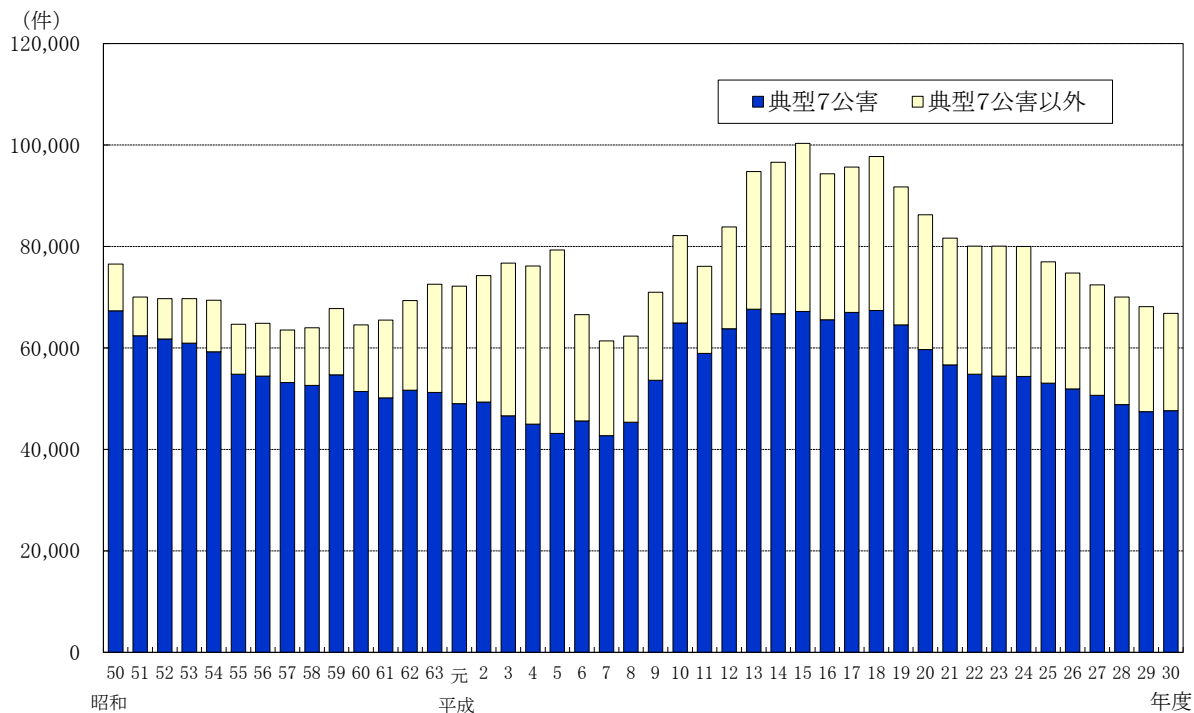
住民からの公害に関する苦情を処理するために設けられている都道府県及び市町村(特別区を含む。)の「公害苦情相談窓口」において、平成 30 年度に受け付けた公害苦情件数及び処理状況について、令和元年 12 月 18 日に「平成 30 年度公害苦情調査結果報告」として公表いたしましたので、その主な内容を御紹介します。

1 全国の公害苦情新規受付件数

(1) 公害苦情受付件数

平成 30 年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数(以下「公害苦情受付件数」という。)は 66,803 件で前年度に比べ 1,312 件の減少(対前年度比▲1.9%)し、平成 20 年度(86,236 件)からの 10 年間では 19,433 件減少(対平成 20 年度比▲22.5%)している(図1)。

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



(2) 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数のうち「典型7公害¹⁾」は47,656件(公害苦情受付件数の71.3%)と前年度に比べ219件

増加(対前年度比+0.5%)した。典型7公害の受付件数が増加に転じたのは平成18年度以来、12年ぶり。

また、平成20年度(59,703件)からの10年間では12,047件減少(対平成20年度比▲20.2%)している(表1、図2)。

1 典型7公害:「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」

公調委レポート

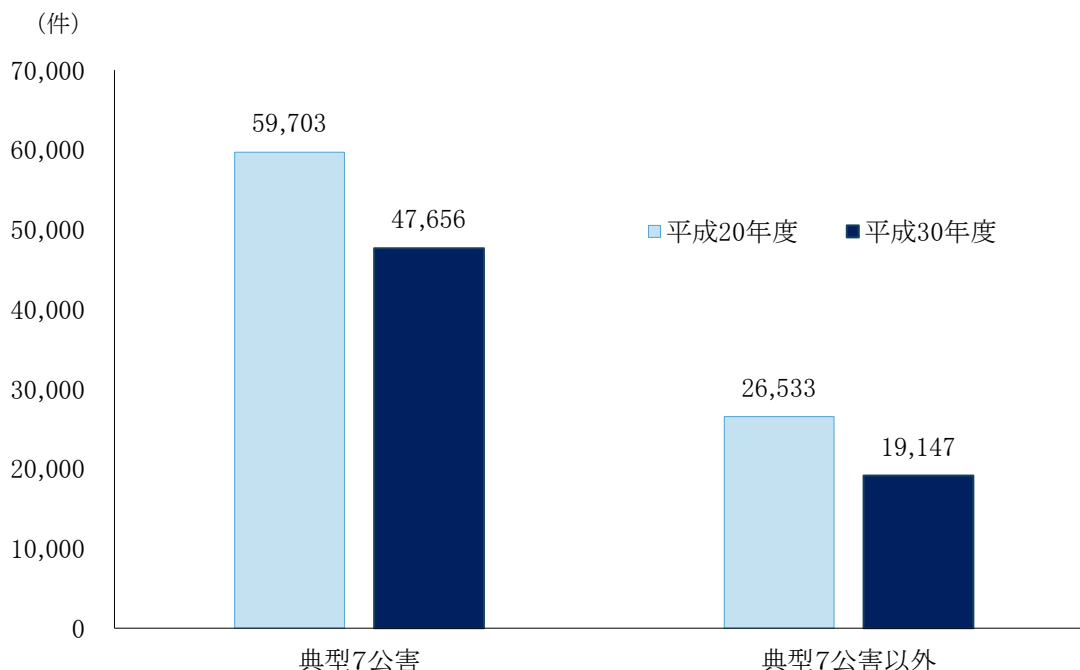
「典型7公害以外²⁾」については19,147件(公害苦情受付件数の28.7%)で、前年度に比べ1,531件の減少(対前年度比▲7.4%)となった。また、平成20年度(26,533件)からの10年間では7,386件減少(対平成20年度比▲27.8%)している(表1、図2)。

表1 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	合 計 a	典 型 7 公 害				典 型 7 公 害 以 外			
		公害苦情 受付件数 b	構成比 (%) (b/a*100)	対前年度 増 減 数	対前年度 増 減 率 (%)	公害苦情 受付件数 c	構成比 (%) (c/a*100)	対前年度 増 減 数	対前年度 増 減 率 (%)
平成20年度	86,236	59,703	69.2	-4,826	-7.5	26,533	30.8	-708	-2.6
21	81,632	56,665	69.4	-3,038	-5.1	24,967	30.6	-1,566	-5.9
22	80,095	54,845	68.5	-1,820	-3.2	25,250	31.5	283	1.1
23	80,051	54,453	68.0	-392	-0.7	25,598	32.0	348	1.4
24	80,000	54,377	68.0	-76	-0.1	25,623	32.0	25	0.1
25	76,958	53,039	68.9	-1,338	-2.5	23,919	31.1	-1,704	-6.7
26	74,785	51,912	69.4	-1,127	-2.1	22,873	30.6	-1,046	-4.4
27	72,461	50,677	69.9	-1,235	-2.4	21,784	30.1	-1,089	-4.8
28	70,047	48,840	69.7	-1,837	-3.6	21,207	30.3	-577	-2.6
29	68,115	47,437	69.6	-1,403	-2.9	20,678	30.4	-529	-2.5
30	66,803	47,656	71.3	219	0.5	19,147	28.7	-1,531	-7.4

図2 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数（平成20年度・平成30年度比較）



²⁾ 典型7公害以外:「廃棄物投棄」及び「その他」

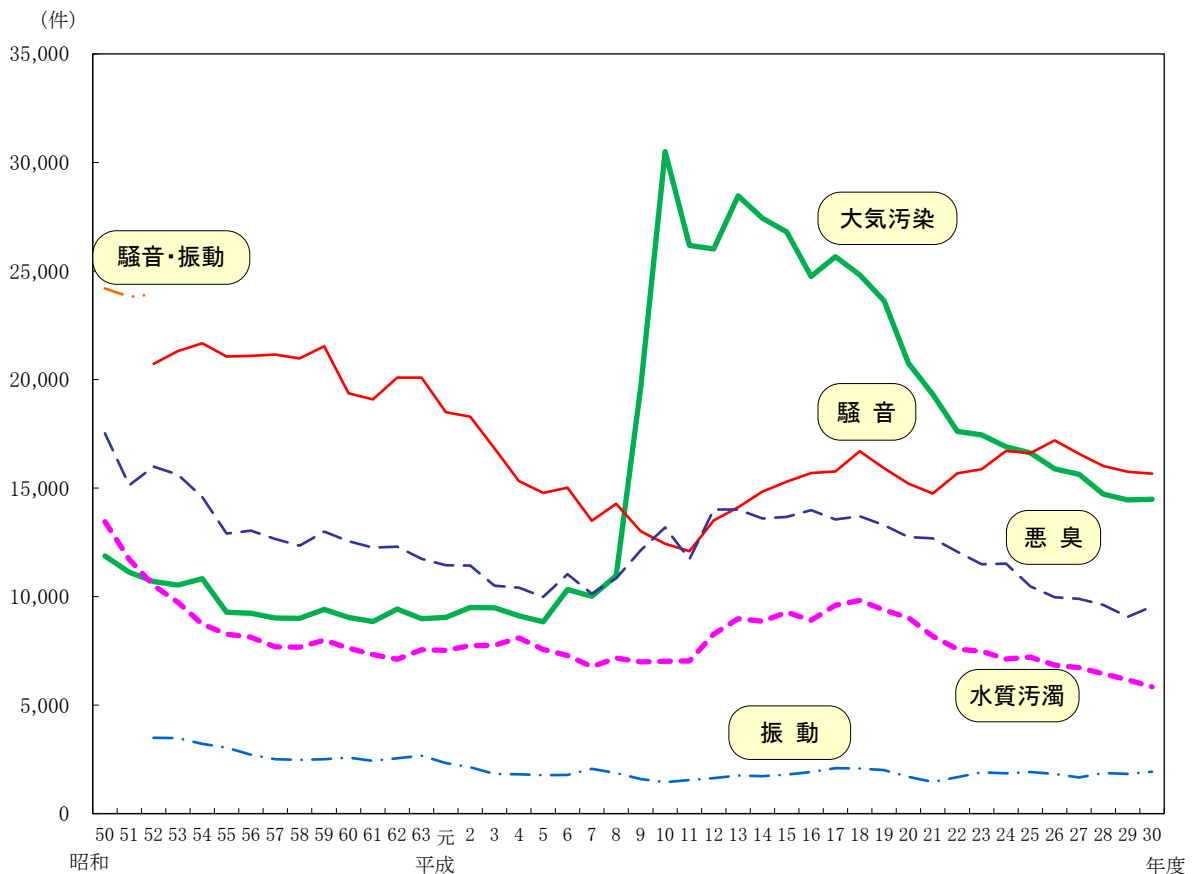
2 公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数(47,656 件)を公害の種類別にみると、「騒音」が 15,665 件(典型7公害の公害苦情受付件数の 32.9%)と最も多く、次いで、「大気汚染」が 14,481 件(同 30.4%)、「悪臭」が 9,543 件

(同 20.0%)となっており、この3つの公害で全体の約8割を占めている。

また、受付件数の全体の増加は、「悪臭」の増加による影響が大きい(図3)。

図3 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてまとめて集計していた。

3 主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数(66,803 件)を主な発生原因³別にみると、「焼却(野焼き)」の 12,243 件(公害苦情受付件数の 18.3%)が最も多く、次いで、「工事・建設作業」が 10,253 件(同 15.3%)となっている(図4)。

発生源⁴別にみると、「焼却(野焼き)」では「個人」の 65.1%が、「工事・建設作業」では「建設業」の 79.9%が最も多くなっている(図5)。

3 主な発生原因の区分は、「焼却(施設)」、「産業用機械作動」、「産業排水」、「流出・漏洩」、「工事・建設作業」、「飲食店営業」、「カラオケ」、「移動発生源(自動車運行)」、「移動発生源(鉄道運行)」、「移動発生源(航空機運航)」、「廃棄物投棄」、「家庭生活(機器)」、「家庭生活(ペット)」、「家庭生活(その他)」、「焼却(野焼き)」、「自然系」、「その他」及び「不明」の18種類

4 発生源の区分は、「個人」、「会社・事業所」、「その他」及び「不明」の4種類

さらに、「会社・事業所」については、産業別に「農業」、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「公務(他に分類されないもの)」及び「分類不能の産業」の19種類に細区分

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数

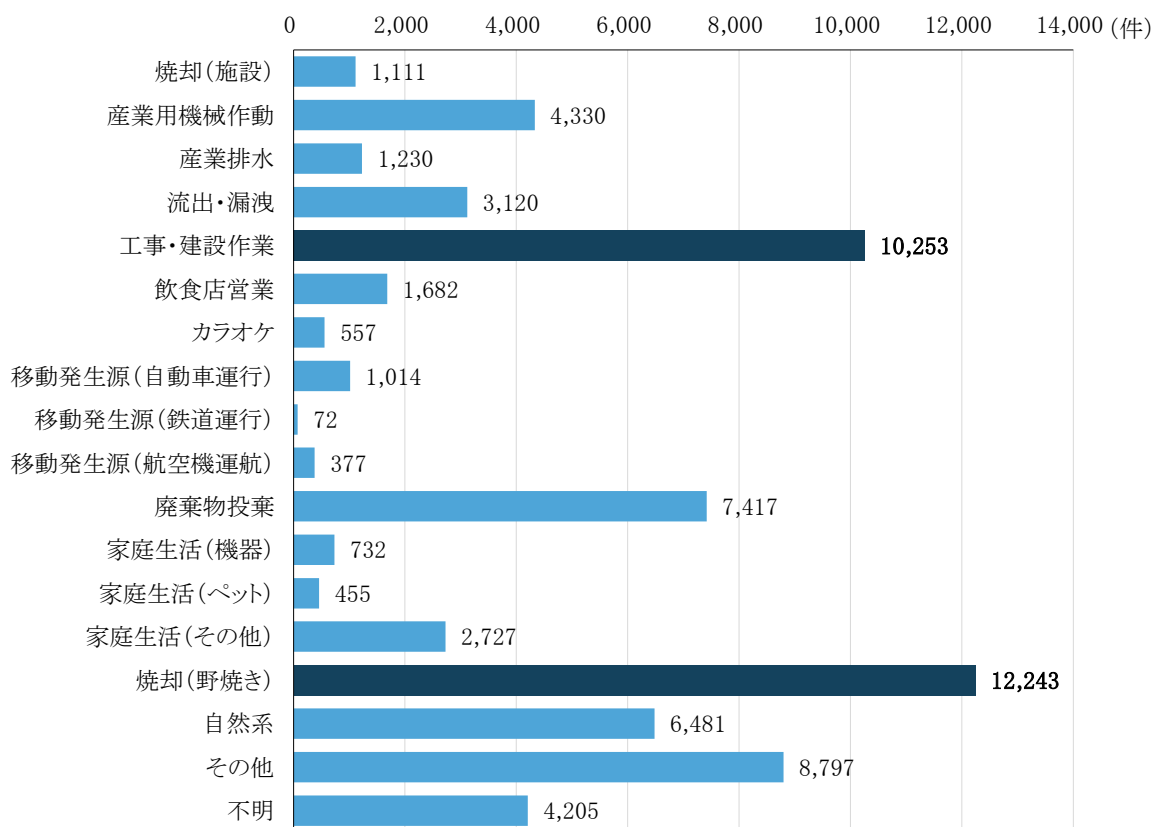
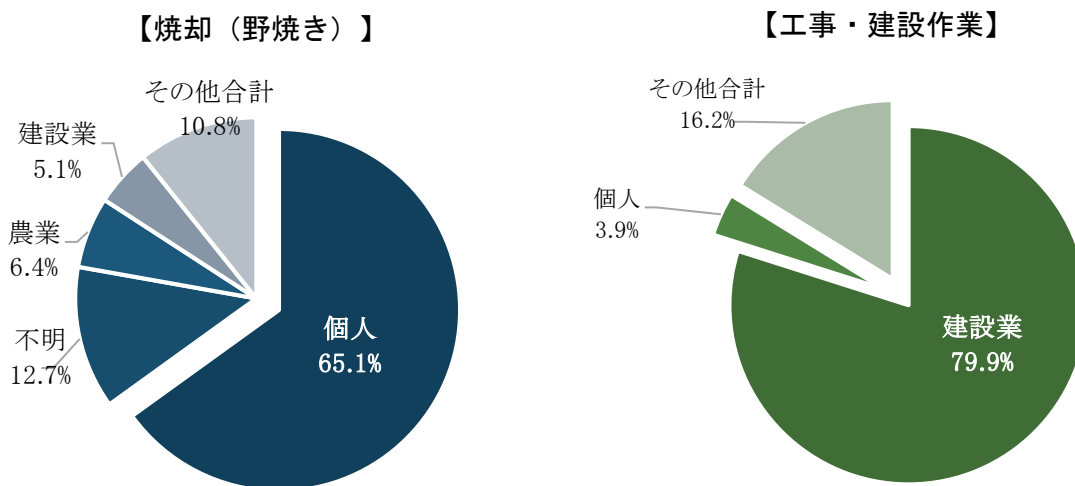


図5 公害の発生源(焼却(野焼き)、工事・建設作業)



4 主な発生源別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数(66,803件)を主な発生源別にみると、「会社・事業所」の28,888件(公害苦情受付件数の43.2%)が最も多く、次いで、「個人」20,775件(同31.1%)となっている(図6)。

「会社・事業所」の28,888件を主な産業別にみると、「建設業」が10,727件(発生源が会社・事業所の37.1%)と最も多く、次いで、「製造業」が5,443件(同18.8%)となっており、この2つの産業で「会社・事業所」全体の55.9%を占めている(図7)。

図 6 主な発生源別公害苦情受付件数

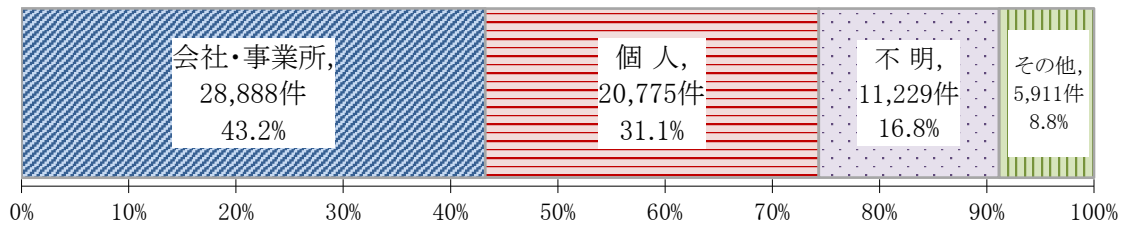
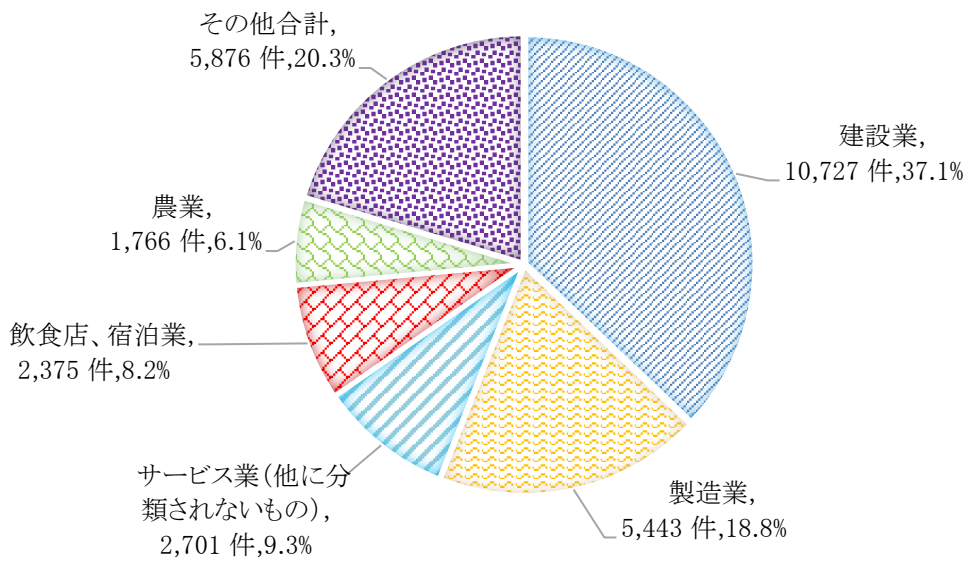


図 7 「会社・事業所」の発生源・発生原因別公害苦情受付件数



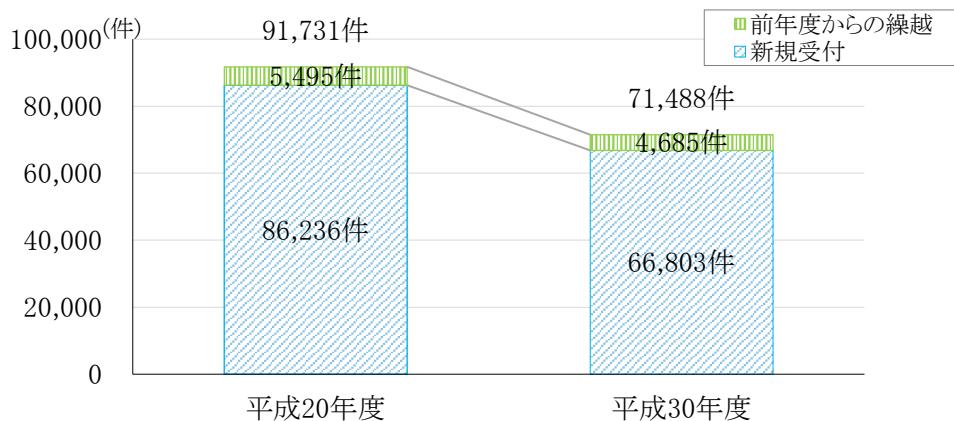
5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

(1) 公害苦情取扱件数

平成 30 年度の新規受付に、前年度からの繰越の 4,685 件を合わせた 71,488 件が平成 30 年度の公害苦情取扱件数であり、前年度に比べ 1,196 件の減少(対前年度比▲1.6%)となった。

また、平成 20 年度(91,731 件)からの 10 年間では 20,243 件減少(対平成 20 年度比▲22.1%)している。(図8)。

図 8 全国の公害苦情取扱件数の推移(平成 20 年度・平成 30 年度)



公調委レポート

(2) 処理⁵別件数

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口等で年度内に直接処理⁶が完了した公害苦情件数(以下「直接処理件数」という。)は、前年度に比べ1,611件減少(対前年度比▲2.6%)し、59,946件(平成30年度の処理件数の83.9%)になっており、平成20年度(78,753

件)からの10年間では18,807件減少(対平成20年度比▲23.9%)しているが、そのうち「典型7公害」の処理が占める割合は、平成20年度の70.3%から10年間で2.4%増加(平成30年度の直接処理件数の72.7%)している(図9、図10)。

図9 公害苦情処理の処理別件数(平成20年度・平成30年度比較)

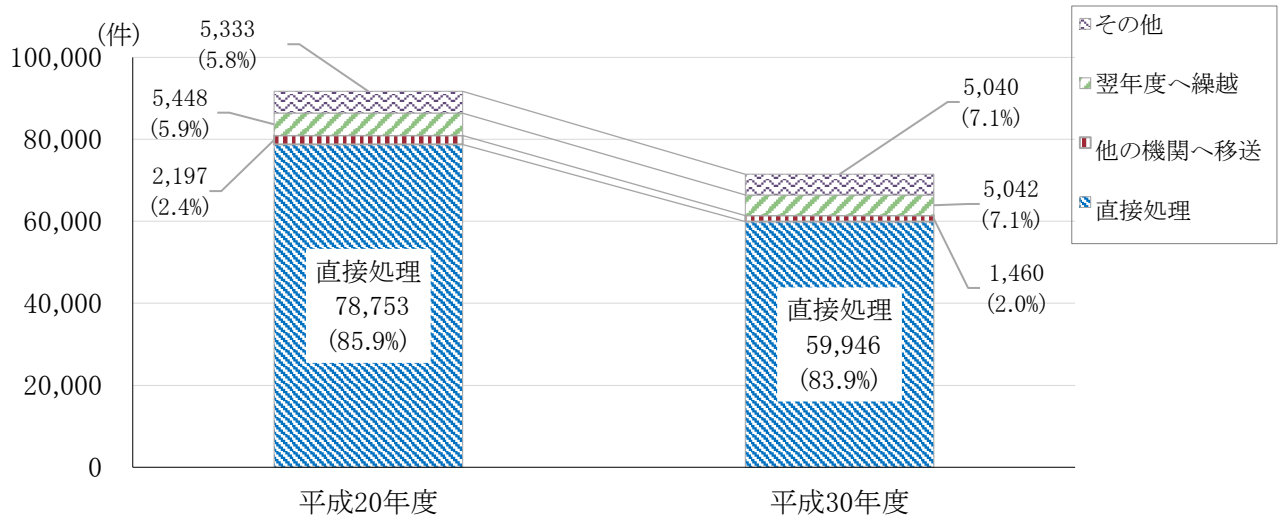
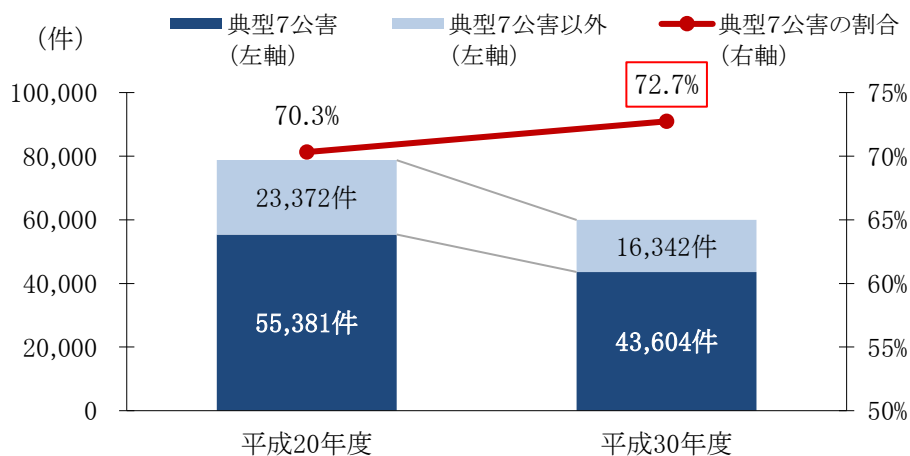


図10 直接処理件数に占める典型7公害の割合(平成20年度・平成30年度比較)



6 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(43,604件)について苦情の申立てから処理までに要した期間⁷をみると、「1週

間以内」が28,752件(典型7公害の直接処理件数の65.9%)、「1週間超～1か月以内」が3,654件(同8.4%)となっており、公害の種類別にみると、「騒音」(14,692件のうち52.6%)及び「振動」(1,816件のうち47.5%)

5 処理の区分は、「直接処理」、「他の機関へ移送」、「翌年度へ繰越」及び「その他」の4種類

6 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

7 苦情処理に要した期間の区分は、「1週間以内」、「1週間超～1か月以内」、「1か月超～3か月以内」、「3か月超～6か月以内」、「6か月超～1年以内」及び「1年超」の6種類

については1週間以内に直接処理した割合が他に比べて低くなっており、処理に長期間を要することが見てとれる(図 11、図 12)。

平成 20 年度の典型7公害の直接処理件数を 100 とした場合の平成 30 年度の変化をみると、処理件数全体が 21.3%減少、「1か月以内の処理」が 26.0%減少

となっているのに対して、「1か月超の処理」は 3.6%減少にとどまっている(図 13)。

また、公害の種類別にみると「騒音」及び「振動」において「1か月超の処理件数」が増加となっている(図 14)。

図 11 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合

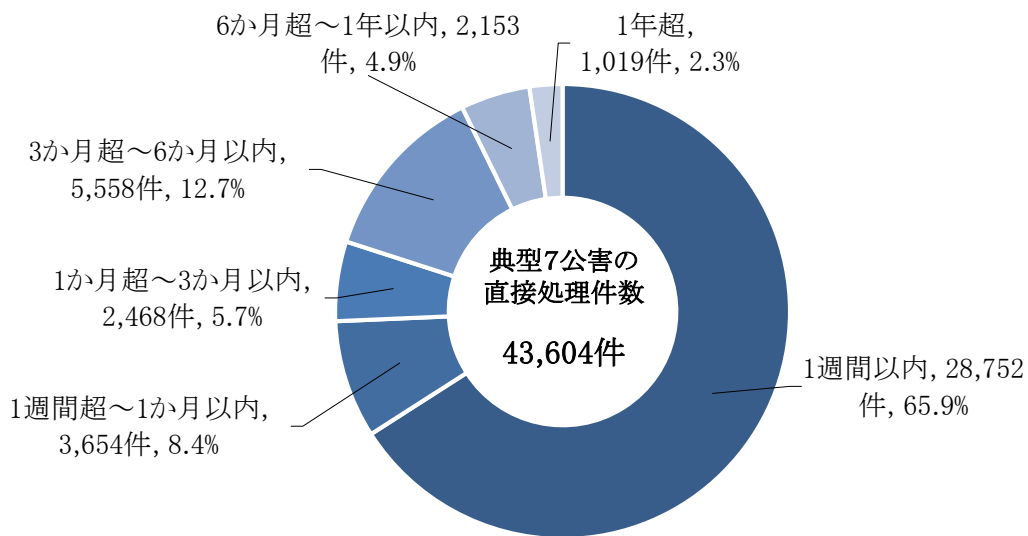


図 12 公害の種類別、直接処理に要した期間の割合

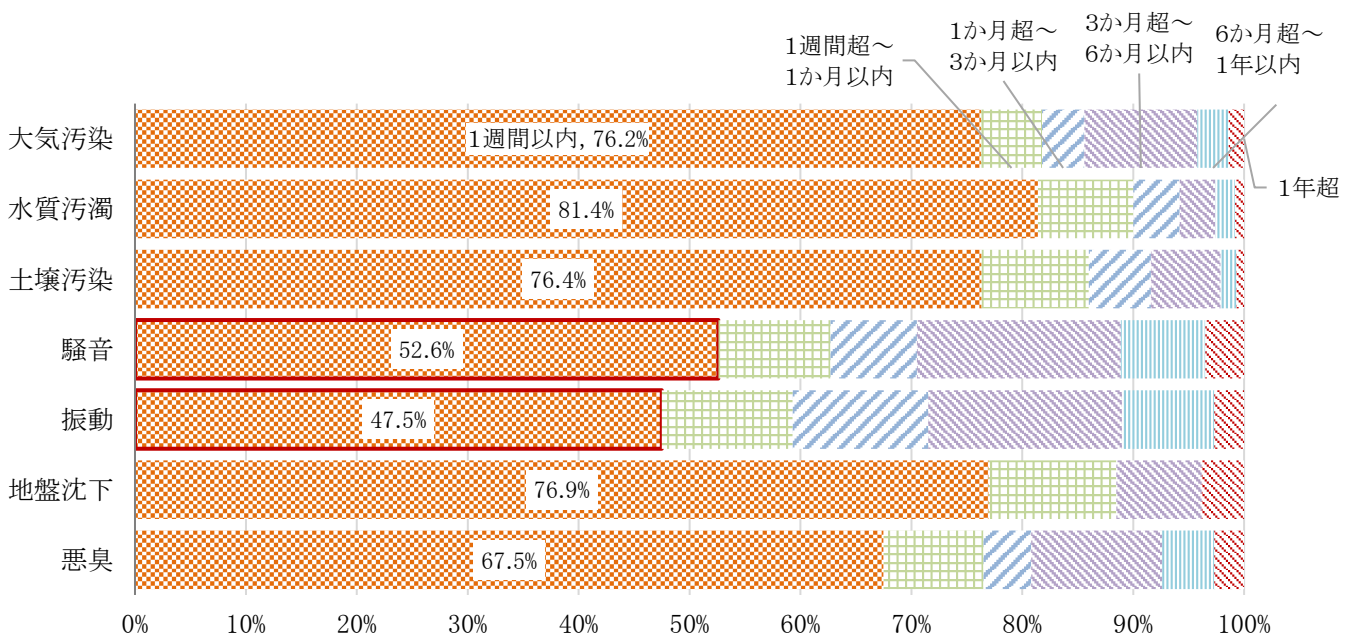


図 13 平成 30 年度の典型 7 公害の処理期間別直接処理件数の変化（平成 20 年度＝100）

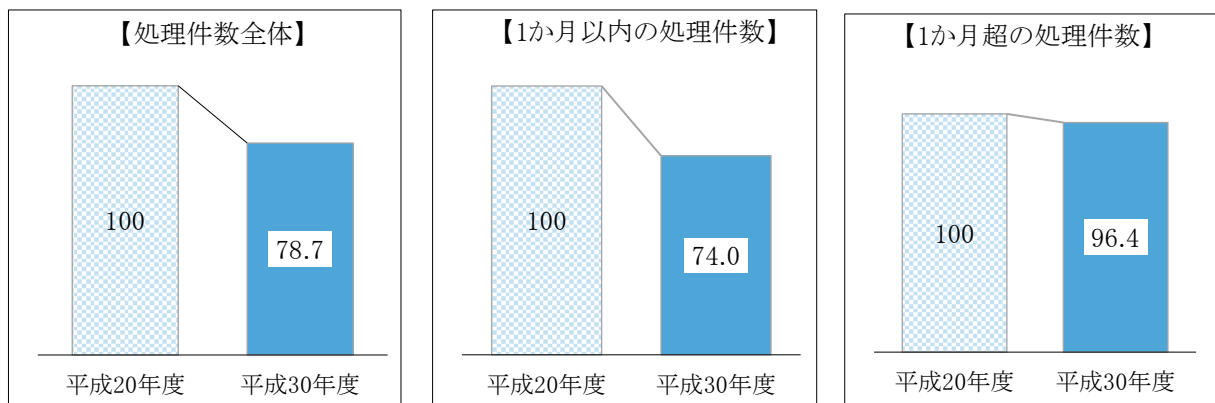
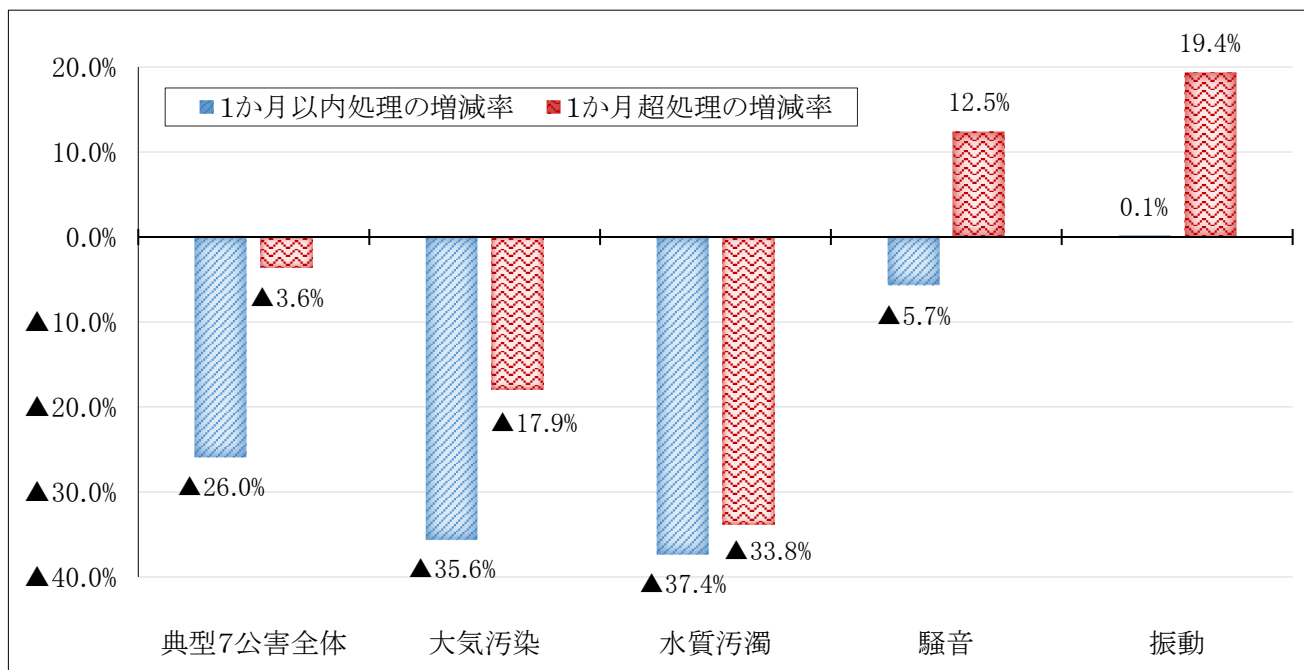


図 14 平成 30 年度の苦情処理期間別直接処理件数の増減（対平成 20 年度）



7 処理方法別典型 7 公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(43,604 件)を処理方法⁸別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が 26,376 件(典型7公害の直接処理件数の 60.5%)と最も多く、次いで、「原因の調査が中心」が 10,572 件(同 24.2%)、「申立人に対する説得が中心」が 1,687 件(同 3.9%)、「当事者間の話し合いが中心」が 969 件(同 2.2%)となっている(図 15)。

処理方法を公害の種類別にみると、「大気汚染」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」では「発生源に対する行政指導が中心」の割合が高く、「水質汚濁」及び「低周波」では、「原因の調査が中心」の割合が高くなっている(表 2)。

⁸ 処理方法の区分は、「発生源側に対する指導が中心」、「当事者間の話し合いが中

心」、「申立人に対する説得が中心」、「原因の調査が中心」及び「その他」の5種

図 15 処理方法別典型 7 公害の直接処理件数

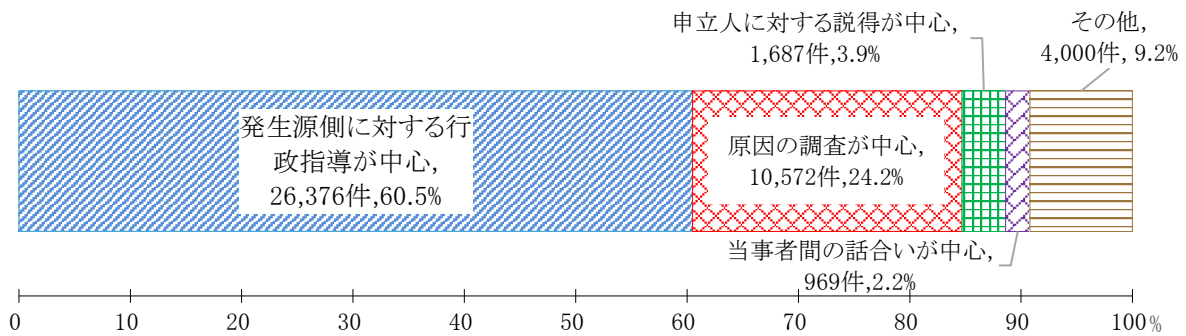


表 2 処理方法別典型 7 公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	典型 7 公害	43,604	26,376	969	1,687	10,572	4,000
	大気汚染	13,337	9,722	115	367	2,144	989
	水質汚濁	5,029	1,669	43	111	2,556	650
	土壌汚染	144	66	7	5	45	21
	騒音	14,692	9,356	558	734	2,598	1,446
	低周波	196	21	13	27	106	29
	振動	1,816	1,204	66	86	308	152
	地盤沈下	26	4	1	4	9	8
	悪臭	8,560	4,355	179	380	2,912	734
構成比 (%)	典型 7 公害	100.0	60.5	2.2	3.9	24.2	9.2
	大気汚染	100.0	72.9	0.9	2.8	16.1	7.4
	水質汚濁	100.0	33.2	0.9	2.2	50.8	12.9
	土壌汚染	100.0	45.8	4.9	3.5	31.3	14.6
	騒音	100.0	63.7	3.8	5.0	17.7	9.8
	低周波	100.0	10.7	6.6	13.8	54.1	14.8
	振動	100.0	66.3	3.6	4.7	17.0	8.4
	地盤沈下	100.0	15.4	3.8	15.4	34.6	30.8
	悪臭	100.0	50.9	2.1	4.4	34.0	8.6

■おわりに

調査結果の全体版については、公害等調整委員会のホームページに掲載しておりますので、御活用いただければ幸いです。

公害等調整委員会ホームページ
 「平成 30 年度公害苦情調査」
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-30_index.html

最後に、地方公共団体の皆様には本調査の実施に当たり御協力いただきましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、本調査への御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

<本調査の問い合わせ先>
 公害等調整委員会事務局総務課調査研究係
 TEL : 03-3581-9956

最前線紹介

『住み、心地。』良い寒河江を目指して

さがえし
山形県寒河江市市民生活課環境保全推進室

最初に寒河江市の紹介をさせていただきます。

本市は、山形県のほぼ中央に位置し、県都である山形市から 20 キロメートル圏内にあります。山形自動車道にアクセスしており、県内高速交通網の要衝となっております。

また、山形県の母なる川・最上川と清流・寒河江川が、市街地を包むように流れ、月山がっさんと葉山はやま、遠くに蔵王、朝日連峰を望み、四季の変化に富んだ美しい景観と豊かな自然環境に恵まれ、国の史跡の指定された東北随一の巨刹じおんじ 慈恩寺、鎌倉幕府の重臣大江広元公後裔であり寒河江荘を治めていた大江氏ゆかりの寒河江八幡宮、最上三十三観音札所となっている長念寺など由緒ある寺社も数多く、千年以上もの間育まれてきた歴史や文化を有しております。

市内には国内最大規模の観光さくらんぼ園があり、6月上旬から7月初旬までさくらんぼ狩りができます。ほかにもイチゴやブルーベリー、大粒ぶどうや柿など年間を通して様々な果物狩りを楽しむことができます。



寒河江公園つつじ園

寒河江温泉では、宿泊や日帰りで楽しむことができます。また、市中心に位置する長岡山には東北最大級の規模を誇るつつじ園や約 1,000 本の桜が咲き誇るさくらの丘があり、年間を通じて県内外から多数の観光客が訪れています。

公害苦情処理を所管する市民生活課には 20 名の職員が在籍しており、そのうち 3 名の職員で環境衛生に関する業務を担当しています。公害苦情処理だけでなく、係の予算の大部分を占める一般廃棄物の収集運搬業務や太陽光発電設備等再生可能エネルギー設備や猫の不妊去勢手術に関する補助事業、昭和 30 年代に廃坑となった幸生さちうながまつ 永松 鉦山の鉦廃水処理業務、不法投棄防止に関する事業等環境衛生やごみ処理対策など幅広い分野の業務を担当しております。

本市の公害苦情処理業務の特徴としては、新興住宅地を多く抱えており、農地が急激に宅地化されているため、農地における野焼きによる悪臭や爆音機、散水用ポンプの使用による騒音など、農地と住宅地が近接していることに起因する公害苦情が近年たいへん多くなっております。

ここからは、近年市に寄せられた公害苦情の特徴的な事例について 3 件御紹介いたします。

1 件目は工業団地内に立地する食品材料製造会社の工場による悪臭の事案です。当該団地は工業専用地域内にあり、悪臭防止法の規制対象外となっています。当該工場前面市道の通行者から、車内が悪臭で充満してしまうとの苦情が市の代表メールに寄せられました。担当職員が現地を確認しましたが、臭いの感じ方は、その日の天候や風向きに左右されますし、人それぞれですので、客観的な事実確認は難しいと感じました。山形県の職

員にも同行を求め、現地を調査した結果、悪臭は当該工場から定期的に排出される野菜くずが原因と特定されました。

食品工場から排出される食物残渣は産業廃棄物となり県の管轄なので、県担当者から保管場所での適正な管理、速やかな処分について指導をしていただき、事案は解決いたしました。

2件目は隣家のボイラーから生じる排気臭についての事案です。苦情主から、しばらく空き家になっていた隣家に、居住者が住みはじめたところ、使用していなかったボイラーの排気が自宅に入り込むので、その臭いと健康被害についての苦情相談がありました。

苦情主の申し立てについて確認するため現地を訪れると原因者である隣家の所有者が、苦情主からの求めに応じて、もともと苦情主の玄関先に向けられていた排気筒を煙突型に付け替えて対応したことが確認できました。

しかしながら、煙突の排気口の高さが1階軒下でとどまっているため苦情主宅2階窓から煙が入り込んでしまうとのことでした。またそのことで苦情主宅の火災報知器が鳴ったとの話がありましたが、にわかには信じがたい状況でした。

本当にそのような事態が起こりうるのか原因者の隣家居住者に依頼し、市担当職員立ち合いのもと当該ボイラーを燃焼してもらいましたが、苦情主が申し立てるような黒煙等は認められませんでした。

その後何度か苦情主の言い分を原因者に伝え、煙突の排気口を軒の上まであげる対応をとってもらいましたが納得せず、最終的にはボイラー本体を交換することとなり問題は解決しましたが、苦情主の申し立て内容には一方的に主張する点があり、行政としては公平、中立的な立場で対応すべきと感じた事案でした。

3件目は市街地近くの山に設置された乗馬体験用の馬飼育場に関する悪臭を懸念する事案です。

当該飼育場の施設は、以前は酪農用の牛の飼育施設で、その当時は周辺住民が悪臭に悩まされてきました。本施設は牛飼育施設が廃止され、だいぶ年月が経ったものを馬の飼育用に改装したものでした。

現地を調査すると馬のふんは定期的に農家に堆肥として売却されているなど、悪臭の原因となるふん尿は適正に処理されており、ほとんど臭いは感じませんでした。牛と馬との違い、飼育の頭数形態も大きく異なりますが、住民の疑念を払しょくするには、丁寧な説明が必要となりました。

最終的に私たちの立ち会いのもと苦情主に直接馬主から、馬の飼い方ふん尿の処理の仕方を説明してもらおうとともに、実際に見てもらうことにより懸念される悪臭が生じにくいことを納得していただきました。

全ての公害苦情処理について言えることは、やはり現地での確認や聴き取りを丁寧に行うこと、また必要に応じて関係部課や県の主管課と綿密に連携を取ることです。

全ての問題を完全に早期に解決できるというのはなかなか無いものと感じます。いったんは解決したと思われても、根本問題は別にあり解決に至らず長期化するケースも少なくありません。また一度不信感が生まれると感情論となり、問題が複雑化してしまう傾向にあるようです。苦情主と原因者の双方の主張をバランスよく聴き取り、一件でも多く円満解決できるよう今後も努力していきたいと思えます。

がんばってまーす

苦情対応をとおして日々思うこと

いみずし
富山県射水市市民生活部環境課
環境政策・保全係主事

野上 裕樹

皆さんこんにちは。富山県の射水市市民生活部環境課環境政策・保全係の野上と申します。環境課に異動して1年が経ち、これまで公害等に関する苦情対応の業務として、典型7公害のほか、空き地の不良状態の改善対応などの生活環境に関する苦情・相談に携わってきました。

この度、執筆の機会をいただきましたので、射水市の紹介を交えながら日々の業務をとおして感じていることをお話ししたいと思います。

射水市は、旧射水郡（小杉町、大門町、大島町、下村）と旧新湊市の1市3町1村が合併して平成17年11月に発足し14年が経過しました。環日本海交流拠点である富山県のほぼ中央に位置し、コンパクトな市域に、海、川、野、里山などの豊かな自然を有し、また、港湾、工業地、商業地の機能や住環境、福祉、教育環境が充実し、漁業と稲作を中心とした農業が盛んです。

「イミズ」という地名は、古くから書物や地図にその名が記されていますが、奈良時代を代表する歌人である大伴家持が編纂したとされる『万葉集』の中で初めて「射水」として登場し、市内には有形・無形、国・県・市の文化財を有する神社や寺も多く、発展する中にもあっても祭りなどの伝統文化が息づいています。

また、平成26年に「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟した富山湾の中でも、本市の新湊地区の海王丸パークから一望できる、帆船海王丸、新湊大橋、立山連峰の景観は、日本のみならず世界に自慢できるものです。



世界で最も美しい湾クラブモニュメント

しかし、美しい景観や町並みにあっても、生活環境問題はどこにでも存在しており、不良状態の空き地に関する苦情は、市全域で毎年70件程度あります。苦情を受けたときには、まず現場を確認し、文書による草刈り等の改善依頼を行います。すぐに対応していただけるのは少数です。近くに居住する土地所有者には、自宅を訪ねて直接依頼することもできますが、市外や県外に居住する所有者については、何度依頼文を送付しても反応しないことが多く、改善の対応が無く2週間を過ぎたころから、苦情主や近隣住民から「いつになったらやらせるんだ!」「役所の怠慢だ!」と言われるようになり、その対応にも苦慮しています。

また、苦情主の多くは、「トラブルになりたくないのに匿名にしてほしい。」「自分の事は伏せて苦情を伝えてほしい。」とおっしゃいます。もちろん苦情主の情報を相手には伝えませんが、

昔は隣近所で一言お願いすれば済んでいたことが、今は「直接言うとトラブルになる」という思いが強いようで、このような言葉からも、社会問題となっている「人間関係の希薄化」を感じています。そんな中、解決に至った時に、苦情主から「ありがとう。」と言葉をかけられたり、改善された空き地を確認できたりすることが、心の支えにもなっています。

空き地の苦情対応で春から秋があつという間に過ぎましたが、これまで公害に関わったことが全く無く、騒音、振動、大気汚染、悪臭など、聞いたことはあるけれど、どのように対応していけば良いのか、今でも勉強の日々を送っています。

都会ではあまり無いかもしれませんが、本市では野外焼却の苦情が多く、「少しくらいいいだろう。」「昔からしている事だからいいだろう。」と、つい野外焼却をしてしまう場合が多いようで、大気汚染や有害物質の発生、火災の危険性や近隣住民の迷惑になるという考えはなかなか浸透しません。一つの事例として「燃やすなと言われても業者に頼めばお金がかかる。そんなお金はない。」という原因者に対し、その場に居合わせた消防士が「お孫さんが生きる未来を思えばそんな言葉出ないんじゃないですか。」と話していたことが印象に残っています。今の自分の行動が未来にどのような影響を与えるのかを、普段から考える人は少ないかもしれませんが、未来のためには必要なことだと感じました。

苦情として最近多くなったのが、騒音に関するもので、規制がかかっている区域であれば、原因者への注意も行いやすいのですが、規制値が無い区域での対応や、情報が不足している苦情などで難しさを感じています。

最近苦慮した事例として、市街化調整区域内にある資材置き場での騒音苦情でしたが、機械の作業音がうるさくて迷惑しているという苦情相談がありました。何度聞いても苦情主は名前や住所を

言わず、発生源もおおよその場所しか分かりません。苦情主が誰か分からない苦情はあり得ないという思いもありましたが、この時はなんとか発生源の資材置き場を特定し、原因者が話を聞き入れてくれたことで改善に至りました。苦情主も改善を望むのであれば、そのために必要な情報はしっかりと提示してもらいたいと願うものです。

また、原因不明の事例の中でも、通常聞き取ることができない音である低周波音は、さらに対応に苦慮しています。苦情主は、自宅の向かいにある工場からの低周波音が原因で、耳鳴りや頭痛などの健康被害を受けていると訴えています。私たち職員も工場の従業員も音を聞き取ることができません。どうしたら良いものかと調べる中で、天気や気圧、体の病気や精神的な要因でも、この問題と似た症状が出ることがあるという事が分かりました。未だに苦情主の体調不良の原因は不明ですが、解決に一步でも近づけるように、福祉関係の部署とも連携し、解決の糸口を模索しています。

このように苦情対応の内容は多岐にわたっており、典型7公害以外にも環境問題として対応を迫られる日々ですが、私見として、法的な規制を順守し、できることとできないことの一線を守り、することも大事ではありますが、同時に他部署との連携も強くしていくことで、より良い解決方法を見つけることができるのではないかと考えています。公害苦情は1件でも少ない方が良いですが、今後も公害についての学びを進め、市民の住みよい環境を守るために1件でも多く、少しでも早く解決に導けるようにこの業務に取り組んでいきたいと思っています。

がんばってまーす

解決事例から思うこと



岡山県倉敷市環境リサイクル局環境政策部
環境政策課大気騒音係技師

古川 裕隆

こんにちは。倉敷市環境政策課の古川と申します。今回は、日々の公害苦情対応業務での経験とその中で感じたことをお伝えさせていただきます。

岡山県の南部の瀬戸内海に面し、穏やかな気候と、市域を二分して流れる高梁川たかはしがわがもたらした豊かな大地に恵まれた倉敷市は、江戸時代には幕府直轄領(天領)となり代官屋敷が置かれました。当時盛んだった綿花や菜種など商品作物を取り扱うため、倉敷川沿いの代官屋敷周辺には大地主や豪商たちが軒を連ね、現在も当時の趣を残すそのエリアは倉敷美観地区として観光名所にもなっています。北前船の寄港地でもあった南西部の玉島湊は、綿花の出荷を中心に繁栄し、ノスタルジックな町並みを残す玉島地区を形成しました。江戸時代後期になると、盛んだった綿花栽培を基に、南東部の児島地区で紡績業が盛んとなり、明治期には、足袋から学生服へと展開し、さらに戦後には国内で初めてジーンズの生産を開始しました。児島地区は現在では「国産ジーンズ発祥の地」として知られています。また、昭和63年には本州と四国を結ぶ瀬戸大橋が開通、交通の要衝となるとともに、海沿いの鷺羽山や王子が岳の展望台からは瀬戸内の多島美と巨大建造物が調和する景勝地となりました。水島地区では、太平洋戦争時に航空機製作所が建設され、戦後には干拓事業が進むとともに、岡山県の近代化政策により工場誘致が進められ、鉄鋼業や石油化学工業を中心とした現在の水島コンビナートを形成しました。また、北西

部の真備、船穂地区では、瀬戸内の温暖な気候を利用した、マスカットや桃、タケノコなどが生産されています。



倉敷美観地区（川舟と桜）

倉敷市環境政策課には、4つの係、1つの室、2つのセンターがあり、そのうち水質・土壌汚染担当4人と、大気・騒音振動・悪臭担当4人の計8人が主に公害に関する苦情の対応を担当しています。市に寄せられる苦情の件数は例年200件程度あり、昔からの中小企業と民家が混在している地区を中心に、工場や工事現場を発生源とした騒音・振動関係の苦情が多く寄せられます。また、コンビナート地域の企業を対象とした降下ばいじんの苦情が多く寄せられることも、特徴の一つです。

私は、環境政策課に異動して2年目になり、上司、先輩方と共に苦情対応も担当していますが、継続してしまう苦情の中には相談者と事業者との間でもっと話し合いができる環境があれば解決で

きると思える案件が数多くあります。今回は私の経験した苦情の中から、そのような2つの事例を紹介します。

1つ目の事例は、隣地での機械修理関係の事業所新設に伴う急な居住環境の変化に加え、事業者による事業内容の説明が不足していたため、苛立ちや不安が募った相談者から苦情を受けた事例です。

準工業地域の田畑が造成され、民家の隣接地に事業所が新設されて以降、作業音や使用する塗装の臭気による苦情が本課に寄せられるようになりました。立入により事業所が法律に違反していないことは確認できましたが、そのことを相談者へ伝えても納得されず、そればかりか従業員の喫煙等いわゆる近所トラブルのような苦情まで受けるようになりました。本来ならば一定のところで環境行政としての対応を終了すべきでしたが、適切な説明のタイミングを逃してしまい、苦情を受けては事業者に対策をお願いし、その状況を相談者に伝えるといった対応を繰り返していました。ところがある日、相談者から「営業者とは仲良くやっている。今後私からは苦情を言うこともない。」という電話が入りました。明確な理由までは分かりませんが、相談者が「事業者のことを勘違いしていた。」とも言っていたことから、両者間での話し合いによって、お互いに納得できたものと思われれます。

2つ目の事例は、金属加工業を行っている事業者や周辺住民が世代交代などで状況が変化しているにもかかわらず、事業者がその変化していることに気付かず、感情的なすれ違いから苦情が生じた事例です。今まで感じなかった、若しくは許すことができていた事象も許せなくなった相談者の心境の変化が伺われました。

住居地域で数十年前から操業している事業場の騒音苦情に応じ、いつもどおり現場へ向かい、法

律上の問題の有無を確認するなどの聴き取りを始めました。両者に話を聞いていくと、かつては相談者の母親と事業者の配偶者が懇意にしていたが、配偶者の他界に伴って両者の関係が希薄になっているようでした。その結果、相談者は事業者からの繁忙期や作業時間延長の連絡が滞り、不満を募らせているようでした。一方、事業者は、従前の作業に変化がないため、相談者が豹変したように見えているようでした。感情的な縛りを察した事業者の息子から、相談者と直接話をして苦情の原因を把握したいとの提案があり、その後は当課に苦情が入らなくなりました。相談者と事業者の間で、円滑なコミュニケーションをとれる新しい関係が構築できたのだと思います。

これらの事例は相談者と事業者の話し合いがうまくいった稀なものであり、連絡を受けることがなくなった多くの継続的な苦情の中には、まだ双方の不満がくすぶっている可能性もあると思われます。苦情対応において行政は、少しでも相談者と事業者の両者が納得できる事例を増やしていくために、事業者の法律への適合状態を確認して指導するだけでなく、相談者の思いや環境コミュニケーションの重要性なども上手に伝え、行政が中立の立場で両者間の潤滑油となる努力をすることも大切だと考えます。

便利さを高めるためにインターネットや24時間営業店が普及した結果、ヒトは我慢することが少なくなり、価値観も多様化していると言われていきます。価値観が多様化する現代社会において、法律の規定以外を「上手に」伝えるという事は難しく、先輩や上司に頼ってしまうことがまだまだありますが、これからも経験を積み重ね、相談者と原因者の双方から納得していただける状況を導けるような職員を目指していきたいと思えます。

公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議を開催

令和元年10月から11月にかけて、全国を6ブロックに分けて開催された「第50回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第44回公害苦情相談員等ブロック会議」の様について御紹介します。



1. はじめに

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、公害紛争や公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うとともに、事務の円滑な促進等に資することを目的に、関係都道府県・県庁所在市（開催県及び開催市）の協力を得て「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催しています。

令和元年度は、10月から11月にかけて全国6つのブロックにおいて同会議を開催し、合計約360名の地方公共団体の職員の皆様に御参加いただきました。

2. 開催概要

両ブロック会議は、まず全ての参加者が一堂に会して「合同会議」を行った後に、公害紛争処理業務に携わる都道府県職員が参加する「公害紛争処理関係ブロック会議」と公害苦情相談業務に携わる市町村職員が参加する「公害苦情相談員等ブロック会議」に分かれて会議が行われました。それぞれの会議は、ブロックごとに開催県・開催市の創意工夫により、各自治体の公害紛争や公害苦情処理の担当職員のニーズを踏まえ、職員のスキルアップや自治体間の情報共有、連携が図られるようなプログラムとなっています。

各ブロックにおける開催日程

ブロック名	第50回 公害紛争処理関係会議		第44回 公害苦情相談員等会議	
	開催県	日程	開催市	日程
北海道・東北	山形県	11月11日（月）	山形市	11月11日（月）
関東・甲信越・静岡	山梨県	10月24日（木）午後	甲府市	10月24日（木）午後 ～25日（金）午前
東海・北陸	富山県	10月31日（木）	富山市	10月31日（木）
近畿	大阪府	11月6日（水）	大阪市	11月6日（水）
中国・四国	高知県	10月16日（水）午後	高知市	10月16日（水）午後 ～17日（木）午前
九州・沖縄	長崎県	11月7日（木）午後	長崎市	11月7日（木）午後 ～8日（金）午前

3. 合同会議の概要

合同会議では、公調委から公害紛争処理制度等の説明、公調委で扱った裁定事件の事例紹介を行ったほか、公害苦情相談アドバイザーから、自らの公害苦情相談の体験や具体的事例を交えた、苦情処理の対応方法について説明が行われました。

なお、公害苦情相談アドバイザーの講演については、ブロックごとに開催県・市の要望に応じたテーマとなっています。



▲公害苦情相談アドバイザーによる講演
（中国・四国ブロック）

公害苦情相談アドバイザーの講演内容

ブロック	演題	分野等
北海道 ・東北	騒音・振動苦情の対処方法	騒音
関東 ・甲信越 ・静岡	公害苦情処理について	騒音
東海 ・北陸	公害苦情対応	騒音・悪臭ほか
近畿	公害苦情処理の実務について	騒音・悪臭
中国 ・四国	規制することが難しい公害苦情への相談対応について	公害苦情相談対応全般
九州 ・沖縄	公害苦情処理について －騒音苦情を例として－	騒音

(注) 関東・甲信越・静岡ブロックにおいては、公害苦情相談アドバイザーの講演は、「公害苦情相談員等ブロック会議」で行われた。

また、関東・甲信越・静岡ブロックでは、立命館大学総合心理学部の齋藤清二 特別招聘教授をお招きして、『物語と対話に基づく紛争処理～心理学からのアプローチ』と題して講演を行っていただきました。参加者からは「我々が日々向かい合っている案件について、別の視点（心理学）から考えさせていただき、とても参考になりました。」との声も聞かれました。

4. 公害紛争処理関係ブロック会議（都道府県会議）の概要

公害紛争処理関係ブロック会議では、実際に都道府県が受け付けた調停事件について、各都道府県から、事件の概要、処理経過、当事者双方の主張・論点等について説明が行われ、さらに、終結した事件については、これらに加え調停条項の概要についても説明していただいた後に、意見交換が行われました。

公害調停の申請件数の少ない県においては、他県の事件について実践的に学習することができ、調停事件の対応を具体的にイメージできる機会となりました。

また、近畿ブロックでは、大阪府が実施した大阪府内の市町村の担当者を対象とした「公害紛争処理

制度市町村研修会」の実施状況について報告があったほか、東海・北陸ブロックにおいても市町村の担当者を対象とする研修の実施方法やその効果について情報共有・意見交換が行われました。

なお、公調委としても各都道府県が主催する研修会には引き続き積極的に協力を行うこととしています。



▲北海道・東北ブロックにおける会議の様子

5. 公害苦情相談員等ブロック会議（市会議）の概要

公害苦情相談員等ブロック会議（市会議）では、公害苦情相談に係る「事例研究」と「グループ討議」が行われました。事例研究では、解決した事例や苦情の解決に当たって苦慮している事例など個別具体的な公害苦情の相談事例について、苦情の申立てを受け付けた市の職員から概要を説明いただいた後に、他の地方自治体での類似の事例について、経験を踏まえた対応方法等について情報交換・意見交換を行い、最後に公害苦情相談アドバイザーから講評を行うという流れで行われました。



▲事例研究（北海道・東北ブロック）



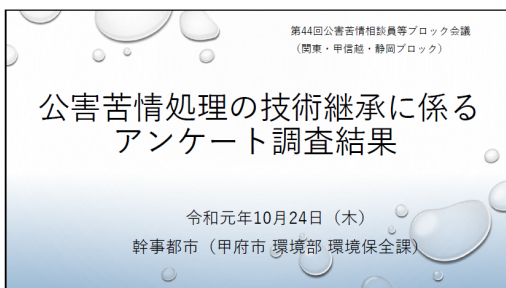
▲グループ討議結果の発表（中国・四国ブロック）

また、グループ討議は、参加者がグループに分かれて、公害苦情の実際の事例について、原因の分析、問題点、どのような対策や指導をすべきかなどについて討議を行い、その討議結果を発表し、公害苦情相談アドバイザーから講評を行うという流れで行われました。



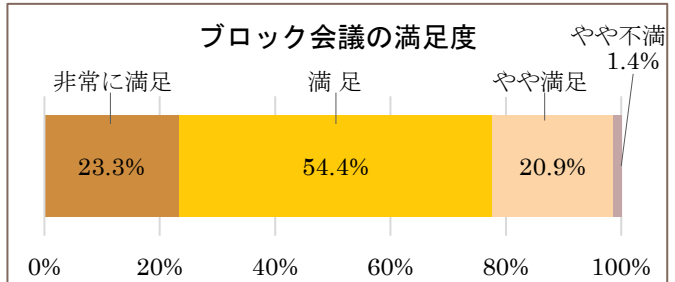
▲グループ討議（近畿ブロック）

このほか、関東・甲信越・静岡ブロックでは、開催市の甲府市が、公害苦情の対応に必要な技術の継承が重要な課題との認識の下、ブロック会議の開催に先立って行った「公害苦情処理に係る技術継承のアンケート調査」の調査結果について報告が行われるなど、ブロックごとに工夫が行われました。

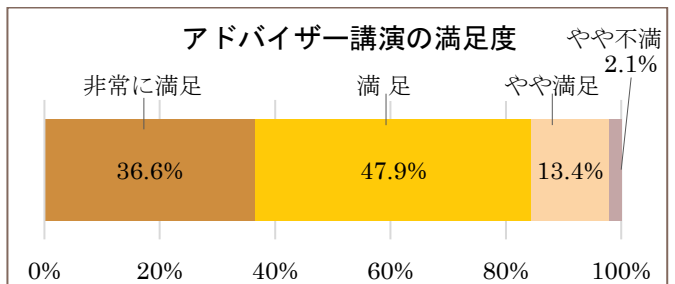


6. 参加者アンケートから

ブロック会議の参加者へのアンケートでは、ブロック会議全体の満足度は、「非常に満足」（23.3%）と「満足」（54.4%）の合計は、77.7%と高評価でありました。



また、公害苦情相談アドバイザーの講演についても、「非常に満足」（36.6%）と「満足」（47.9%）の合計は84.5%と高い評価となっており、また、講演以外でも公害苦情相談員等ブロック会議におけるアドバイザーからの講評も今後の苦情対応に生かせることができるという意見などもありました。



【参加者の声】

- ・本県の場合、公害紛争処理制度の利用が少なく、人事異動で担当したことの少ない者が増えている。その中で、他県事例を聞き参考にすることでイメージができるため、会議の意義は大きいと思います。（北海道・東北ブロック）
- ・グループ討議では、いろいろな考え方や見方が発見できたので有意義でした。（関東・甲信越・静岡ブロック）
- ・参考となる話を伺えたので、今後の業務に役立たい。自分自身がこれまでの業務で反省すべき点もあったのではないかと考えさせられるような話も伺えた。（関東・甲信越・静岡ブロック）

- ・苦情についての様々な事例があり、参考にできるものがほとんどであったので、大変ためになった。
(東海・北陸ブロック)
- ・本県は調停の係属案件が少なく、技術継承が特に難しいと感じており、このような場で学んでいきたい。
(東海・北陸ブロック)
- ・他府県の担当の方や公調委の方と直接話ができ、悩みなどを話し合える機会があったとても良かった。
(近畿ブロック)
- ・相談アドバイザーによる講演では、実務を経験しないと分からない苦情者・発生源者のやりとりなどが分かりやすかった。
(近畿ブロック)
- ・苦情処理を担当する中で、申出人には紛争処理制度を説明するため、今回制度の内容が理解できて良かった。
(九州・沖縄ブロック)



▲グループ討議（東海・北陸ブロック）

7. 最後に

令和元年度の「第 50 回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第 44 回公開苦情相談員等ブロック会議」の開催に当たりまして、開催県及び開催市の皆様の御協力により、参加者の満足度が高い会議を実施することができました。改めて、開催県及び開催市の皆様の御協力に御礼申し上げます。

また、令和2年度のブロック会議については、今年度の各ブロック会議において、開催県及び開催市を決定していただいております。会議日程が2日間わたることも想定して以下の日程で準備を始めていただいております。公調委といたしましては、開催県及び開催市の皆様とともに、今後も実り多い会議となるよう工夫に努めてまいりますので、地方公共団体の皆様には、ブロックの会議への参加については是非御検討いただければ幸いです。

令和2年度ブロック会議日程（予定）

ブロック名	令和2年度ブロック会議	
	開催県・市	日程（予定）
北海道・東北	秋田県・秋田市	11月12日(木)～13日(金)頃
関東・甲信越・静岡	千葉県・千葉市	11月5日(木)～6日(金)頃
東海・北陸	岐阜県・岐阜市	10月29日(木)～30日(金)頃
近畿	兵庫県・神戸市	11月19日(木)～20日(金)頃
中国・四国	山口県・山口市	10月22日(木)～23日(金)頃
九州・沖縄	佐賀県・佐賀市	10月15日(木)～16日(金)頃
(注) 開催日程を1日とするか2日とするかは、プログラムの内容と併せて今後決定する予定であり、現時点では未定。		

公害等調整委員会の動き (令和元年 10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月15日	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京
10月29日	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	神戸
11月11日	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	京都
11月11日	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 第2回審問期日	京都
12月17日	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件
(令和元年(ゲ)第3号事件)

令和元年10月24日受付

本件は、申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害(滑動性眼球運動異常)、重心動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質(キシレン)を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(令和元年(ゲ)第4号事件)

令和元年11月18日受付

本件は、申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人

ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第6号事件)

令和元年12月17日受付

本件は、申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人の静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているとして、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めるものです。

- 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第7号事件)

令和元年12月20日受付

本件は、近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれないため、

頭痛や肩こりが生じているなどとして、被申請人に対し、損害賠償金 466 万 4000 円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 (平成 30 年 (ゲ) 第 6 号事件)

① 事件の概要

平成 30 年 6 月 13 日、大阪府大阪市の住民 3 人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度、申請人らが主張する健康被害との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年 11 月 19 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 (平成 30 年 (ゲ) 第 1 号事件)

① 事件の概要

平成 30 年 2 月 22 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調室外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、福岡市の住民 1 人(原告)に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被告が設置した屋外機から発生する

騒音と、原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年 12 月 17 日、原告に平成 26 年 10 月以降に生じた健康被害と被告が設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

○ 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 (平成 31 年 (フ) 第 1 号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、岡山県岡山市の申請人から中国経済産業局長(以下「処分庁」という。)が行った岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分の取消しを求める裁定の申請(以下「本件裁定申請」という。)を平成 31 年 3 月 14 日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

申請人が処分庁に対し、平成 30 年 8 月 2 日に採石法第 28 条に基づき、岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定を求める申請をしたところ、処分庁は、岩石資源が不足する蓋然性は認められないこと等を理由として、同申請を棄却する処分をしました。

この処分に対して、申請人は、処分庁が過去の需給状況のみを前提に岩石資源が不足する蓋然性はないと判断しているが、岡山県における平成 30 年 7 月の豪雨災害に伴う復旧工事により岩石資源の需要増加が見込まれる等と主張して、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をしました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年 10 月 23 日、本件裁定申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和元年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 令和元年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器からの低周波音被害防止請求事件	R1.12.13
福島県 令和元年(調)第2号事件	分譲宅地から検出された放射性物質撤去等請求事件	R1.12.20
茨城県 令和元年(調)第1号事件	コンクリート製品製造工場からの騒音等被害防止及び 損害賠償請求事件	R1.11.15
東京都 令和元年(調)第2号事件	給湯・暖房機器移設請求事件	R1.11.18
静岡県 令和元年(調)第3号事件	金属製品加工工場からの騒音等被害防止請求事件	R1.11.22
愛知県 令和元年(調)第4号事件	自動車部品塗装工場からの粉じん・悪臭被害防止及び 損害賠償請求事件	R1.10.4
愛知県 令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止 請求事件	R1.12.10
三重県 令和元年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	R1.12.3
京都府 令和元年(調)第4号事件	学校法人からの悪臭被害防止請求事件	R1.12.27
大阪府 令和元年(調)第5号事件	金属加工工場騒音被害防止請求事件	R1.10.8
大阪府 令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	R1.12.13
広島県 令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公 害防止請求事件	R1.12.3
長崎県 令和元年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請 求事件	R1.12.9
宮崎県 令和元年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	R1.12.23
熊本県 令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	R1.11.29

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
秋田県 平成30年(調) 第1号事件 [使用済タイヤ等 回収業者からの 騒音・振動等被 害防止請求事件]	秋田県 住民1人	使用済み タイヤ等 回収業者	平成30年5月18日受付 被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ/ホイールや金属屑等をガランガラン放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない(ゴミの飛散防止)、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転すること。また、これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。	令和元年10月22日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
栃木県 平成30年(調) 第3号事件 [飲食店からの騒 音等被害防止請 求事件]	栃木県 住民1人	飲食店 (喫茶 店) 運営 会社	平成31年3月26日受付 平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(エコキュート低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、エコキュートの深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)エコキュートの毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること。	令和元年12月2日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 平成30年(調) 第1号事件 [プラスチック破 砕工場からの騒 音等被害防止請 求事件]	群馬県 住民2人	プラスチ ック破砕 会社	平成30年10月10日受付 会社から飛来するほこりと窓 を閉めていても部屋の中まで 聞こえてくる騒音に悩まされ ており、改善するようお願い してきたが、全く改善されな い。よって、(1)会社から発せ られる騒音をおさえてほし い。(2)作業中に飛来するほこ りを防いでほしい。(3)以上2 点が改善できないのであれば、 会社を移転してほしい。	令和元年10月25日 調停成立 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
愛知県 平成30年(調) 第2号事件 [紙管加工会社か らの騒音被害防 止請求事件]	愛知県 住民4人	紙管加工 会社	平成30年9月21日受付 被申請人は、平成27年9月 頃、申請人らの自宅住居に隣 接する倉庫に移転し、平日の 朝8時30分頃から夕方の午後 5時頃まで、ダンボールの切 断作業を行うようになった。 その作業に伴い、間断なく続 く、振動を伴う騒音が発生す るようになり、申請人らは現 在に至るまで、騒音に悩まさ れ続けてきた。申請人らが、 計量証明事業者に依頼し、平 成28年11月7日に敷地境界で 工場騒音の計量を実施したと ころ、67dBが計量された。こ れは、県民の生活環境の保全 等に関する条例及び同施行規 則で定める昼間における騒音 の許容限度の60dBを超えるも のである。よって、被申請人 は、A住所に所在する本件倉 庫について、防音措置を講じ て騒音を低減すること。	令和元年12月10日 調停成立 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第7号事件 [金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	金属製品 製造会社	平成30年11月19日受付 平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人に対し(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める。(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じることを求める。(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める。(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める。(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める。(6)申請人が市役所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報(家族のスケジュール等)を伝えなくてもよいようにすることを求める。(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。	令和元年12月17日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
大阪府 令和元年(調) 第3号事件 [解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件]	大阪府 住民3人	大阪府 住民1人	令和元年8月14日受付 被申請人が本年6月に事業を開始した直後から騒音及び振動が断続的に発生しており、申請人らは直接又は市役所を通じて苦情を申し述べてきたが、騒音及び振動は収まっていない。申請人らが精神的にも肉体的にも重大な損害を被っているにもかかわらず、被申請人において誠実な対応がなされない。よって、被申請人は、(1)事業活動を行うにつき発生している騒音に関し、防音壁を設置するなど、これ	令和元年12月20日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>を軽減する措置をとらなければならない。(2)事業活動を行うにつき発生している振動について、作業の場所を申請人ら宅と隣接している部分から可能な限り距離を取るなど、これを軽減する措置をとらなければならない。(3)作業時間を午前9時から午後5時までとし、土日及び祝日は作業しないものとしなければならない。</p>	
<p>奈良県 平成31年(調) 第1号事件</p> <p>[火葬場建設に伴う 土壌汚染のおそれ 公害対策等請求事件]</p>	<p>奈良県内の 住民等 476人</p>	<p>市(代表者市長) 市長</p>	<p>平成31年2月1日受付</p> <p>事業予定地は、3,000 m²以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たるとは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人奈良市が事業実施にあたり実施した投棄物調査の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、次の3点を被申請人に求める。(1)被申請人奈良市は、被申請人奈良市長に対し、奈良市C町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一</p>	<p>令和元年10月2日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾 勧告を行なったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨 の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、 本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。(2)被申請人奈良市長は、被申請人奈良市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人奈良市長は、被申請人奈良市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。	
和歌山県 平成31年(調) 第1号事件 [ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件]	燃料小売業者(ガソリンスタンド)	バス運送事業会社	平成31年1月29日受付 被害発生地域において、水の層上にコールタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コールタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。	令和元年12月9日 調停打切り 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年10月1日から令和元年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

●「東京国際空港航空機騒音調停申請事件」の調停成立

令和2年1月31日（金）に開催された「東京国際空港航空機騒音調停申請事件」の第18回調停期日において、当事者双方の合意が整い、調停が成立しました。

詳しくは、公害等調整委員会ホームページを御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_02000045.html



ちょうせい

第100号 令和2年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります。
紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

FAX.03-3581-9488

月～金曜日 10:00～18:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

